

ともいく
藤沢市子ども共育計画 素案

令和 年〇月
藤沢市



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景及び趣旨

(1) 計画策定の背景

国の国民生活基礎調査によれば、我が国の子どもの相対的貧困率は 2015（平成 27）年時点で 13.9%であり、7人に1人が平均的な所得の半分に満たない世帯に暮らすという「相対的貧困の状態」に置かれています。特に、ひとり親世帯の相対的貧困率は5割を超えるなど、先進国の中でも大変厳しい水準にあります。また、生活保護世帯の子どもの高等学校等進学率も全体と比較して低い水準にあるなど、子どもの貧困は社会全体で取り組む課題となっています。

全国の児童相談所における児童虐待等の相談対応件数は年々増加を続け、平成 30（2018）年度には約 16 万件となり、過去 20 年で 20 倍以上に増加しました。子どもの命に関わる重篤な児童虐待事件が後を絶たないなど、極めて深刻な社会問題となっています。

また、子ども・若者のニート、ひきこもり、不登校、発達障がい等を抱える問題が深刻化しています。困難を抱える子ども・若者は、生まれ育つ環境の中で、貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ニート等、抱える問題が相互に影響し合い、非常に複雑で多様な状況に置かれていること等が指摘されています。

国では、このような子ども・若者、子育て家庭をめぐる課題に対応するために、「子ども・若者育成支援推進法」や「子どもの貧困対策の推進に関する法律」等を整備し、施策を推進してきました。

① 子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号）

子ども・若者を取り巻く状況を踏まえ、平成 22（2010）年に「子ども・若者育成支援推進法」が施行されました。平成 28（2016）年には、法律施行の5年後の見直しを経て、「子供・若者育成支援推進大綱」が制定されました。「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村の子ども・若者計画の策定は努力義務とされています。

藤沢市では、平成 24（2012）年度に「ふじさわ子ども・若者計画 2014」（平成 25～26 年度）を策定しました。平成 27（2015）年度からは、「ふじさわ子ども・若者計画 2014」の施策は、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」（平成 27～令和元年度）に継承されました。

② 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年法律第 64 号）

国では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困状態の子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることなどにより子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、2013（平成 25）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、2014（平成 26）年に同法に基づき「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。法律施行の5年後の 2019（令和元）年に同法が改正され、市町村による計画策定が努力義務となりました。

藤沢市では、2018（平成 30）年に「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」の中間見直しにあたって、子どもの貧困対策の推進に関する実施事業の体系化を行いました。

③ 子どもの貧困対策に関する大綱

（今年度中に公表予定）

新たな重点的取組など、大綱の改正案の概要を掲載する

④ 児童福祉法の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）

すべての子どもが健全に育成されるよう、平成 28（2016）年に児童福祉法の理念が改正されました。改正法では子どもが権利の主体であること、子どもの権利の保障に向けた国民、保護者、国、地方自治体が果たす役割などについて、次のとおり定められました。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

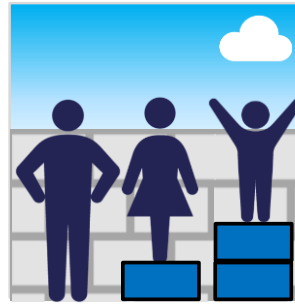
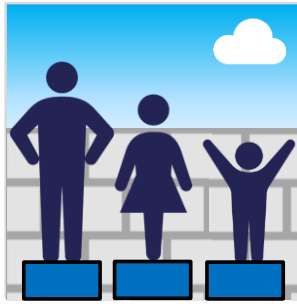
3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

⑤ 持続可能な開発目標（SDGs）実施指針（平成 28 年 12 月決定）

平成 27（2015）年 9 月に、先進国を含む国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連サミットで採択されました。アジェンダでは、「誰一人取り残さない」という基本理念が示され、「あらゆる貧困と飢餓に終止符を打つ」、「平和で、公正かつ包摂的な社会を打ち立てること」等を始めとする取り組むべき課題と、2030 年を期限とする 17 の持続可能な開発のための目標（以下、「SDGs」と言う。）が掲げられました。

SDGs の採択後、2030 年に向けた日本の取組の指針として「SDGs 実施指針」が決定されました。実施指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」ことをビジョンとして定めています。地方自治体は、各種計画や戦略、方針の策定にあたって SDGs の要素を最大限反映し、SDGs の取組を推進することが期待されています。

用語解説 平等(Equality)と公正(Equity)



それぞれの置かれている状況を考慮せず、全員に対して一律に同じ待遇を与える平等(Equality)の視点だけでは、「壁の向こうの景色」を見ることの出来ない人を取り残してしまう可能性があります。それぞれの置かれた状況に応じて待遇を変えろという補完的な取組により、誰一人取り残さず「壁の向こうの景色」を見ることが出来る公正(Equity)を達成することができます。

⑥ 文部科学省「新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会」

(2019年12月頃を目処に、「論点取りまとめ」が公表される予定)

新しい時代を見据えた教育、子どもの学びの将来像として、「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びが実現」することを目指すとしています。

※令和元年9月4日 第3回検討会「これまでの審議を踏まえた論点整理(案)」

(2) 計画の趣旨

令和元年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村による計画策定が努力義務となったこと、子どもや若者を取り巻く社会環境の変化や、国や国際社会の動向等を踏まえて、藤沢市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」と「子ども・若者育成支援推進法」に基づく市町村計画として「藤沢市子ども共育(ともいく)計画」(以下、「本計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置づけ

(1) 根拠法等

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条2項に基づく市町村子どもの貧困対策推進計画、「子ども・若者育成支援推進法」第9条に基づく市町村計画として位置付けます。

(2) 主な関連計画

① 第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画との関係

本計画は、生まれ育つ環境に左右されず、子ども・若者が健やかに成長できるよう「公正」と「包摂」の実現に重点を置く計画です。子ども・子育て分野における全体計画である「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」を補完することで、子ども・子育て分野全体として調和の保たれた計画となるよう策定します。

図表1-2-1 子ども分野における個別計画

計画名称	市町村計画の名称	根拠法、根拠規定等	位置付け
藤沢市子ども共育計画 (本計画)	子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律 第9条2	努力義務
	子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条	努力義務
第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	義務
	次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	任意
	母子保健計画	健やか親子21(第2次)※	技術的指導

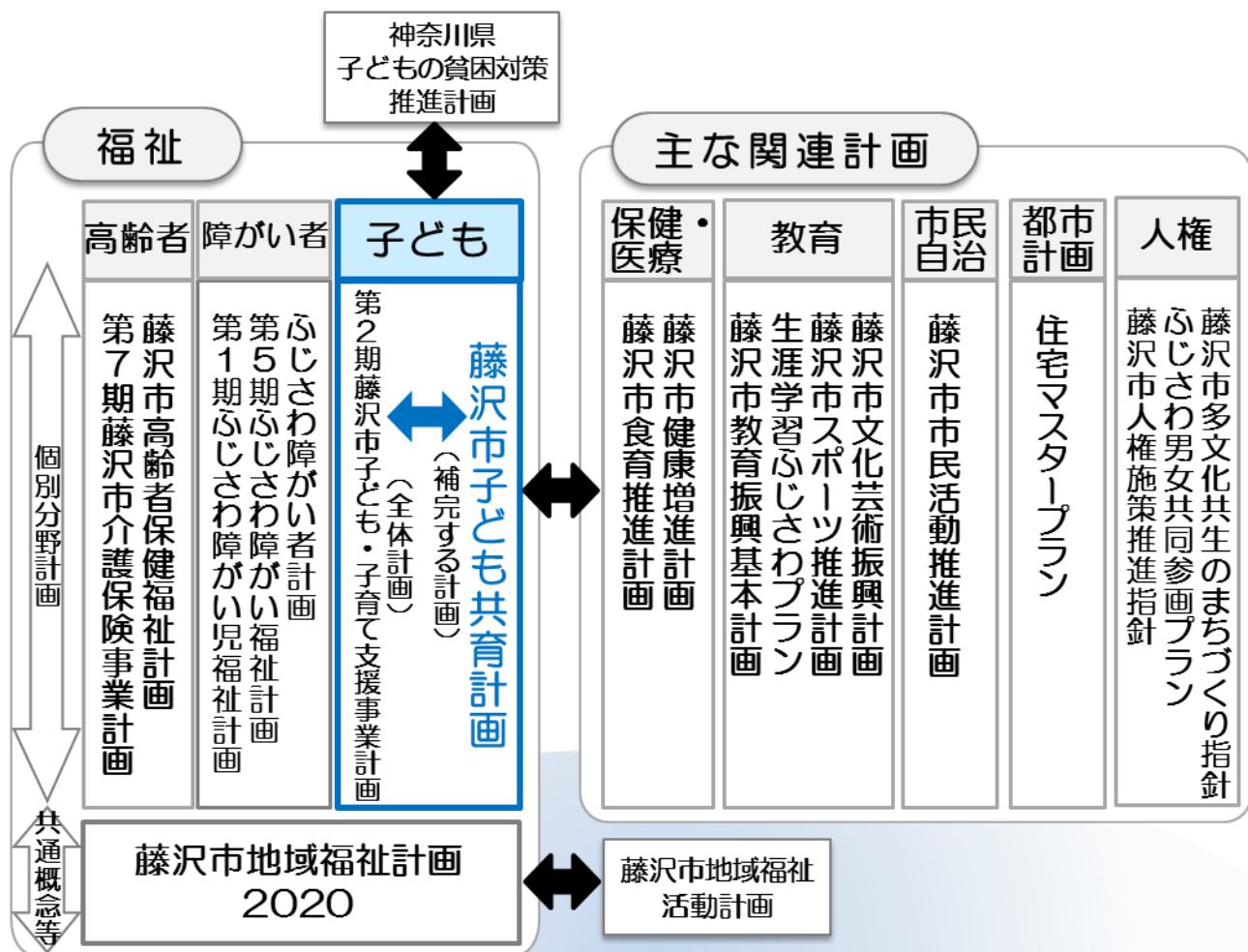
※厚生労働省児童家庭局長通知平成26年6月17日雇児発0617第1号

② 藤沢市地域福祉計画および庁内諸計画との関係

改正社会福祉法により、地域福祉計画が各福祉分野における共通概念等として位置付けられ、地域における高齢者の福祉、障がいのある人の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項を一体的に定めることとなりました。

本計画は、藤沢市地域福祉計画との整合性を図るとともに、分野横断的に取り組んでいる藤沢型地域包括ケアシステムの全体的な考え方・方向性を踏まえています。あわせて、福祉分野における個別分野計画として、子ども・若者、子育て家庭を対象とする福祉、保健、教育など関連する本市の各分野の計画と整合を図り、調和の保たれた計画とします。

図表1-2-2 本計画と関連する主な計画



藤沢型地域包括ケアシステム
 ~ 誰もが住み慣れた地域で、
 その人らしく安心して暮らし続けられることができるまち ~

3. 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

4. 計画の対象

親の妊娠・出産期から子ども・若者の社会的自立に至るまでの、子ども・若者、子育て家庭を対象とします。その中でも、支援の必要性の高い子ども・若者、子育て家庭に対して、優先的に施策を講じるよう配慮します。



第2章 子ども・若者、子育て家庭の状況

1. 実態把握の方法

(1) アンケート調査

① アンケート調査の実施概要

「藤沢市子どもと子育て家庭の生活実態調査 アンケート調査」（以下、「アンケート調査」という。）は、子どもや子育て家庭の健康や生活の状況、子どもの学習や経験の状況、保護者の就業や家庭の収入の状況、子どもや子育て家庭の抱える悩みや支援ニーズ等について、広く実態を把握することを目的に実施しました。

アンケート調査は、市内の5歳児の保護者（全数）、市立小学校の5年生およびその保護者（35校）、市立中学校の2年生及びその保護者（19校）に対して実施しました。調査の実施概要は次のとおりです。

図表2-1-1-1 アンケート調査の概要

	5歳児保護者調査	小学校5年生調査 (児童・保護者)	中学校2年生調査 (生徒・保護者)
調査対象	市内の5歳児のいる保護者	市立小学校（35校）の小学5年生の児童と、その保護者	市立中学校（19校）の中学2年生の生徒と、その保護者
調査方法	各家庭に郵送で配布し、郵送にて回収。	市立小学校を經由して各家庭に配布し、郵送にて回収。	市立中学校を經由して各家庭に配布し、郵送にて回収。
調査期間	平成30年9月22日～10月15日	平成30年9月28日～10月15日	平成30年9月28日～10月31日
配布数	保護者票：3,845件	子ども票：3,957件 保護者票：3,957件	子ども票：3,600件 保護者票：3,600件
回収状況 (回収率)	保護者票：2,457件(63.9%)	子ども票：1,595件(40.3%) 保護者票：1,602件(40.5%)	子ども票：1,049件(29.1%) 保護者票：1,076件(29.9%)

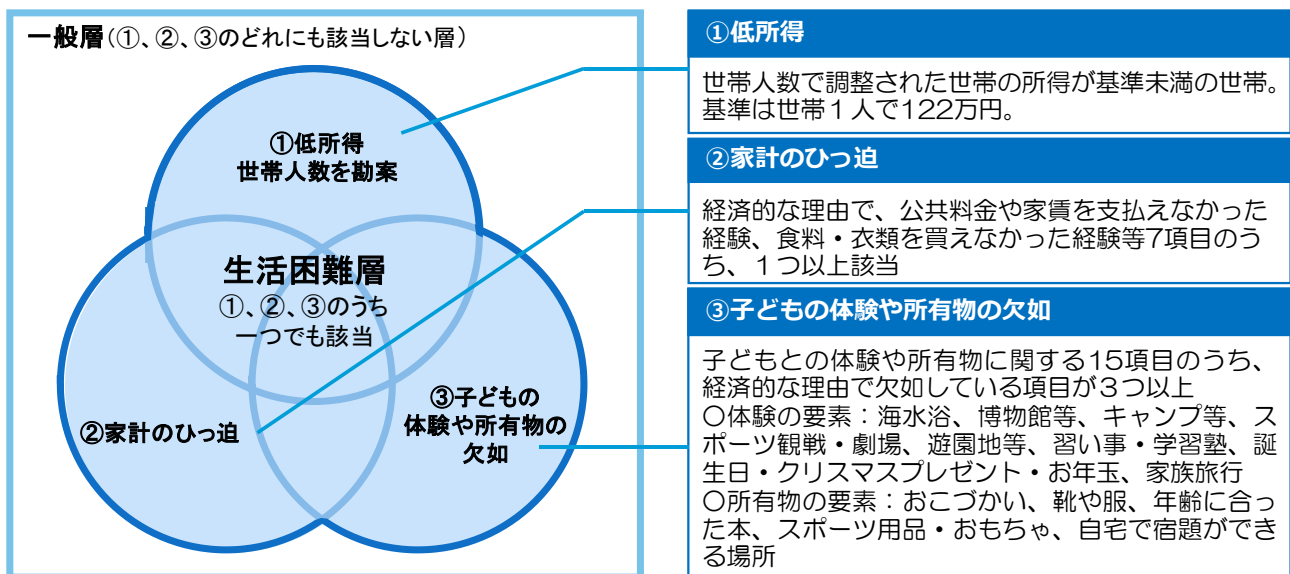
② アンケート調査の分析の視点

アンケート調査の、世帯の状況を尋ねる設問の回答結果を用いて、「生活困難層別」「世帯タイプ別」「子どもの養育の要因別」に回答者の世帯を分類しクロス集計による分析を行いました。クロス集計は、「回答者をいくつかのグループに分け、グループによってどのような状況の違いがあるかを分析する」という目的で実施しました。なお、小学5年生調査、中学2年生調査では、保護者の調査票と子どもの調査票を、同一世帯の情報として紐づけて分析しています。

(ア) 「生活困難層」の視点

家庭の経済的な生活困難の状況は、アンケート調査回答の①低所得、②家計のひっ迫、③子どもの体験や所有物の欠如の3要素への該当状況で判定しました。3要素の1つに該当する場合を「生活困難層」、2つ以上に該当する場合を「困窮層」と分類しました。

図表2-1-1-2 生活困難層の抽出条件



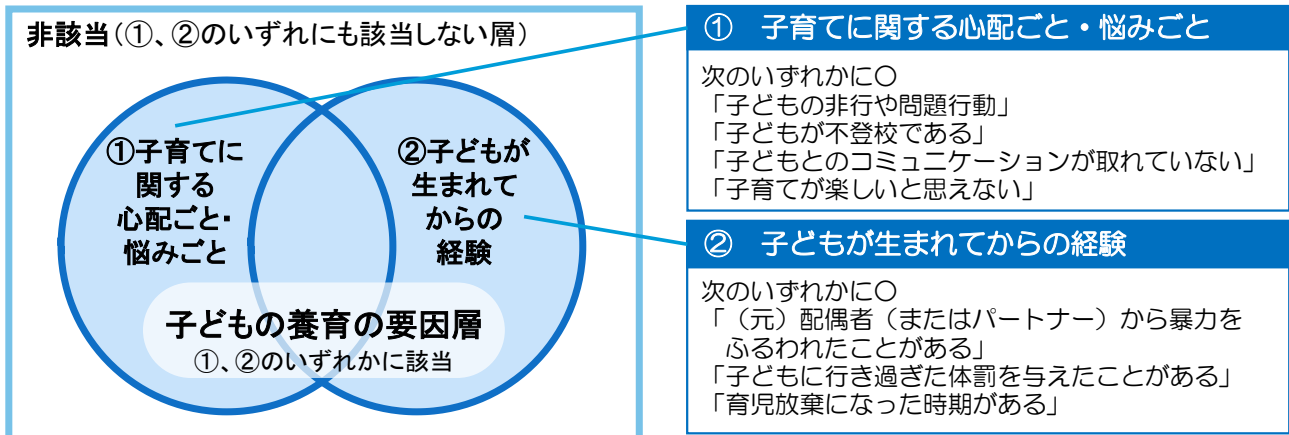
(イ) 「世帯タイプ」の視点

「世帯タイプ」は、アンケート調査回答の保護者の婚姻状況と、同居家族の状況から、「ひとり親世帯（2世代同居）」、「ひとり親世帯（3世代同居）」、「ふたり親世帯（2世代同居）」、「ふたり親世帯（3世代同居）」の4分類を設けて分析をしました。「ひとり親世帯（2世代同居）」は、配偶者と「離別（別居）」「死別」「未婚・非婚」のいずれかで、祖父母と同居していない世帯を指します。

(ウ) 「子どもの養育の要因層」の視点

「子どもの養育の要因層」は、厚生労働省の「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」に掲載されている「リスク因子の主な指標例」を参考に、アンケート調査の設問から次のように該当条件を設定しました。

図表2-1-1-3 子どもの養育の要因層の抽出条件



アンケート調査回答状況から、子どもの養育状況に具体的な影響が出ているか、または子どもの養育に影響が出るリスクが高いと想定されるグループを「子どもの養育の要因層」と分類しました。

(2) ヒアリング調査

様々な困難を抱える子ども・若者、子育て家庭と、普段から接点を持っている関係者や支援者に、子どもや世帯の日常的な生活の様子、世帯の特徴、抱えている困りごとをを伺い、様々な困難の背景にある要因や子どもの育ちに与える影響を把握するという目的で実施しました。子どもや保護者の支援に関連する32団体を対象として、平成30(2018)年8~10月にかけて実施しました。

2. 子ども、若者、子育て家庭に関する概況

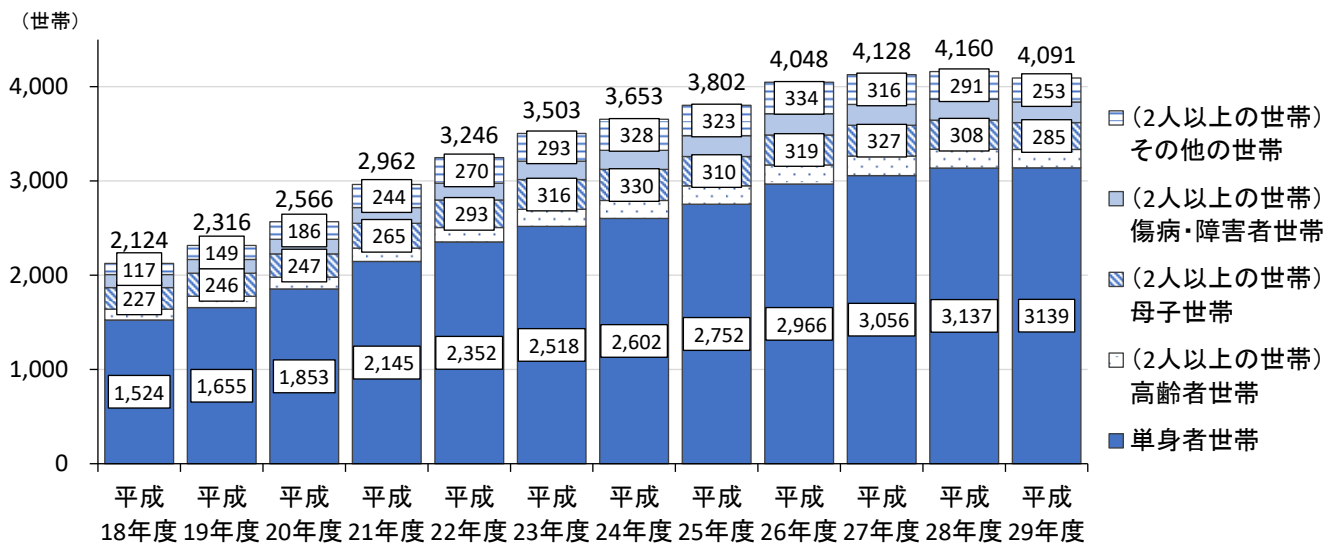
(1) 困難を抱えやすい子ども、子育て家庭の概況

① 経済的困窮を抱える世帯

(ア) 生活保護受給世帯数の推移

本市の生活保護受給世帯の数は、単身者世帯を中心に増加傾向にあり平成29年度（平成30年3月末時点）で4,091世帯となっています。平成18（2002）年度から平成29（2017）年度の変化をみると、「母子世帯」は約1.3倍、「その他の世帯」は約2.2倍に増加しています。

図表2-2-1-1 本市の生活保護受給世帯数の推移

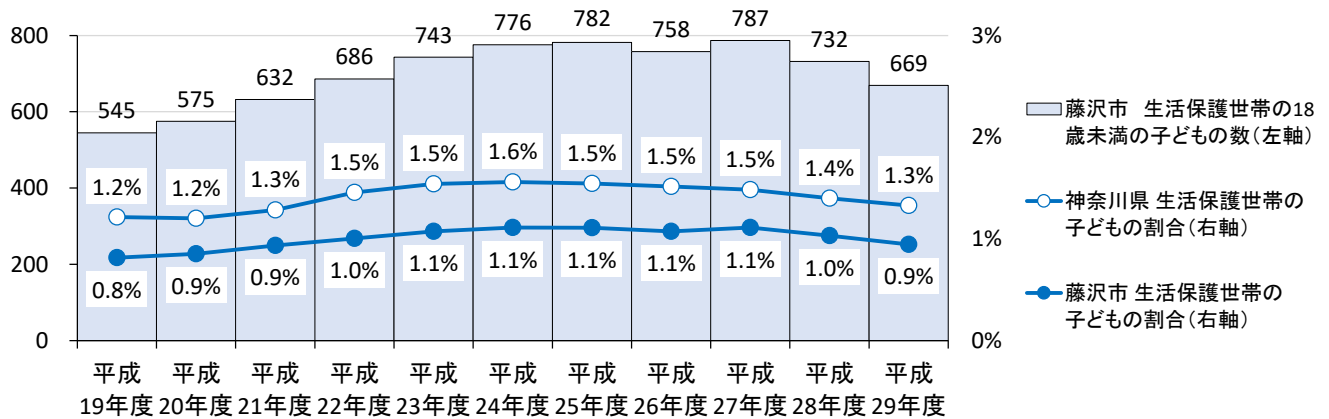


出典：「神奈川県福祉統計」
※各年度3月時点

(イ) 生活保護受給世帯の18歳未満の子どもの数

本市の生活保護受給世帯の18歳未満の子どもの数は、平成19（2007）年度から平成29（2017）年度にかけて約1.2倍に増加しました。平成29（2017）年度時点で669人、本市の18歳未満の子どもの割合は0.9%となっています。神奈川県の生活保護受給世帯の子どもの割合と比較すると、本市の割合は低い傾向にあります。

図表2-2-1-2 生活保護受給世帯数の子どもの数と割合の推移

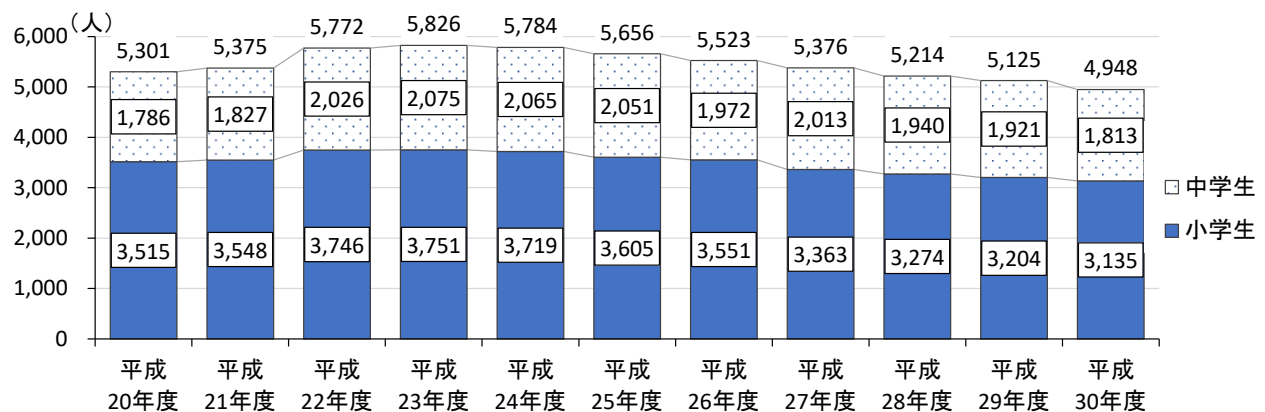


出典：「藤沢市の人口と世帯数 年齢別人口（住民基本台帳による）」、「神奈川県福祉統計」、「神奈川県年齢別人口統計調査」より作成
 ※生活保護受給世帯に属する18歳未満の子どもの数の、18歳未満の子ども全体に対する割合。
 ※各年度7月末時点の値。ただし、神奈川県の子どもの数（分母）は各年1月1日時点の値。

(ウ) 就学援助受給世帯の数

就学援助制度とは、経済的な理由によって就学が困難な市立小学生と市立中学生の保護者を対象に給食費等の援助をする制度です。本市の就学援助受給世帯の子どもの数をみると、平成23（2001）年度以降減少が続いており、平成30（2018）年度は4,948人となっています。

図表2-2-1-3 就学援助受給世帯の子どもの数(小学生・中学生)の推移

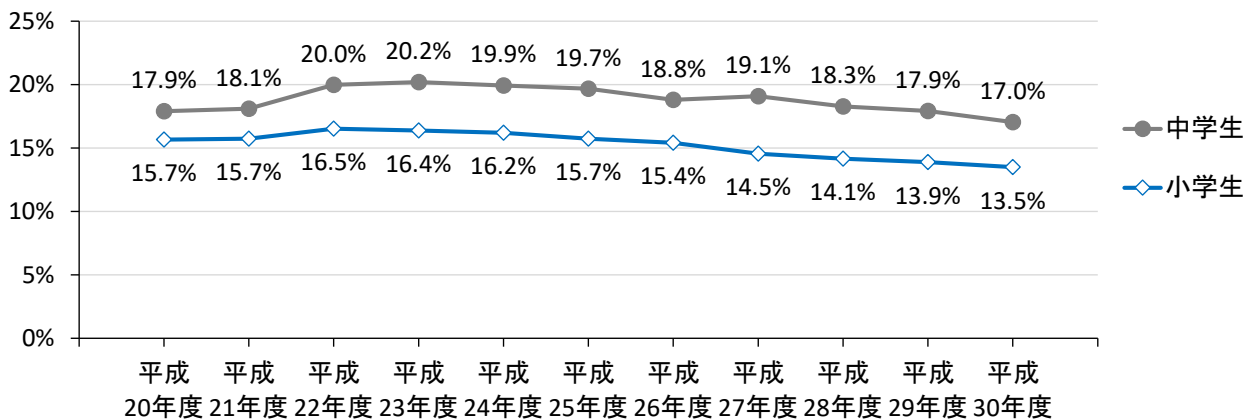


出典：藤沢市教育委員会
 ※就学援助受給世帯の小中学生の数は、平成20・21年度は8月30日時点、平成30年度は10月1日時点、それ以外は各年度3月末時点の値。

(工) 就学援助受給世帯の子どもの割合

就学援助受給世帯の子どもの割合をみると、小学生は平成 22（2010）年度以降、中学生は平成 23（2011）年度以降ゆるやかな減少傾向にあります。平成 30（2018）年度では、小学生が 13.5%、中学生が 17.0%となっています。また、小学生と中学生を比べると、中学生のほうが就学援助率が高い傾向にあります。

図表2-2-1-4 就学援助受給世帯の子どもの割合（小学生・中学生）



出典：藤沢市教育委員会

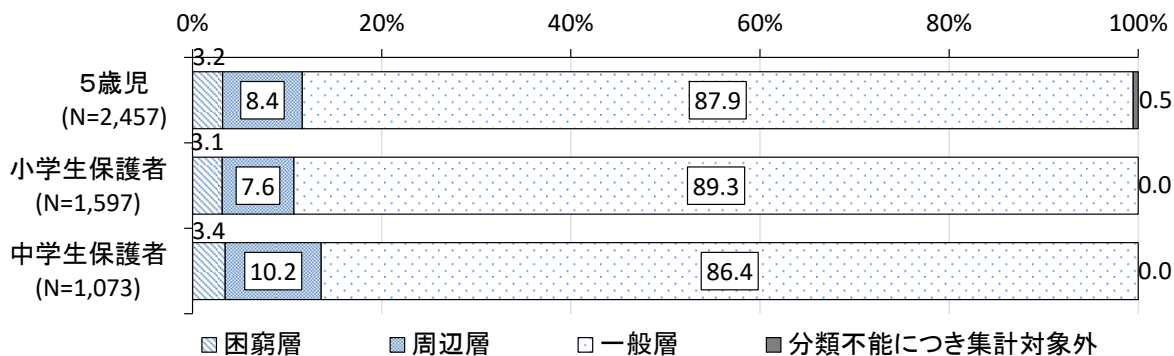
※小学生は、就学援助受給世帯の小学生の数を分子、小学校の児童の数を分母として算出した。中学生は、就学援助受給世帯の中学生の数を分子、中学校の生徒の数を分母として算出した。就学援助受給世帯の小学生の数・中学生の数（分子）は、平成 20・21 年度は 8 月 30 日時点、平成 30 年度は 10 月 1 日時点、それ以外は各年度 3 月末時点の値。小学校の児童の数・中学校の生徒の数（分母）は各年度 5 月 1 日時点の値。

(オ) アンケート調査における生活困難層の割合

アンケート調査において、子育て家庭の経済的な生活困難の状況は、①低所得、②家計のひっ迫、③子どもの体験や所有物の欠如の 3 要素への該当状況で判定しています。

3 要素のうち 1 つ以上該当する「生活困難層」は 5 歳児では全体の 11.6%、小学 5 年生は 10.7%、中学 2 年生では 13.6%となっています。2 要素に該当する「困窮層」は 5 歳児で 3.2%、小学 5 年生は 3.1%、中学 2 年生では 3.4%となっています。

図表2-2-1-5 アンケート調査における生活困難層の分布状況

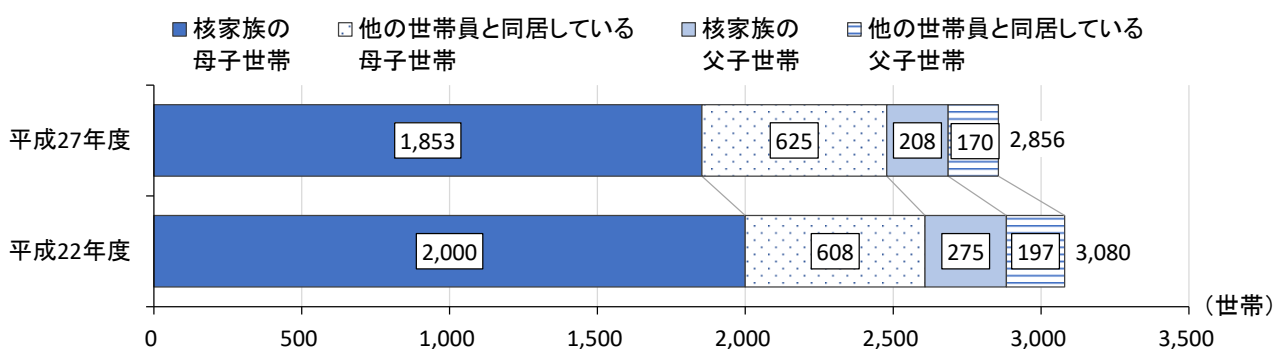


② ひとり親世帯

(ア) 18歳未満の子どものいる世帯数*

国勢調査結果によると、本市の18歳未満の子どものいるひとり親世帯の数は平成22（2010）年度の3,080世帯から平成27（2015）年度の2,856世帯に減少しています。ひとり親世帯のうち、母子世帯が全体の8割以上を占め、特に親と子のみの核家族の母子世帯が多い傾向にあります。18歳未満の子どものいる世帯のうち、ひとり親世帯の割合は平成27（2015）年時点で6.8%となっています。

図表2-2-1-6 18歳未満の子どものいるひとり親世帯の数(本市、世帯類型別)



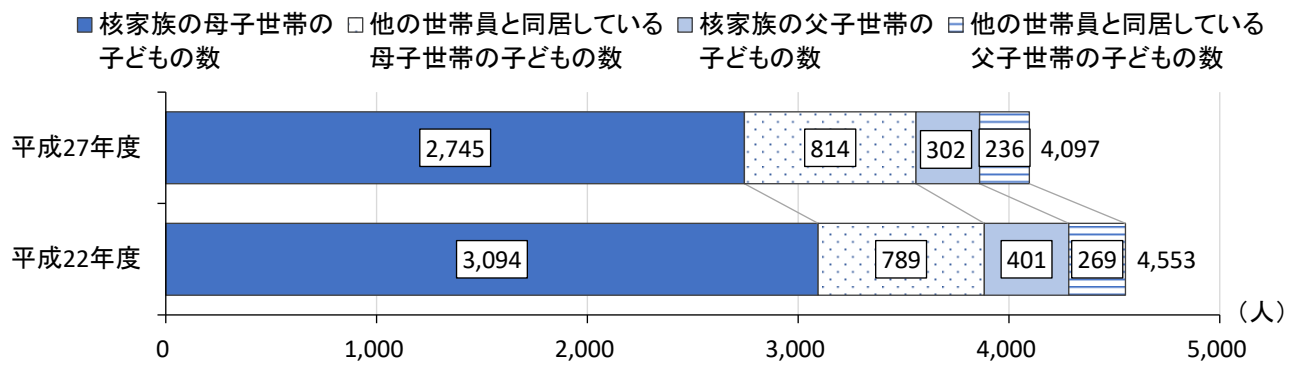
出典：総務省「国勢調査」

※図の「核家族の母（父）子世帯」は、国勢調査の「母（父）子世帯」の「18歳未満世帯員のいる一般世帯数」を指す。「他の世帯員と同居している母（父）子世帯」は、国勢調査の「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」の「18歳未満世帯員のいる一般世帯数」から「母（父）子世帯」の「18歳未満世帯員のいる一般世帯数」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母（父）子世帯」は、「未婚、死別または離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）」からなる一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯などはここには含まれないという点に留意が必要。

(イ) 18歳未満のひとり親世帯にいる子どもの数*

国勢調査結果によると、本市の18歳未満の子どものいるひとり親世帯の子どもの数は、平成22（2010）年度の4,553人から平成27（2015）年度には4,097人に減少しています。世帯類型の内訳をみると、母子世帯の子どもの数が8割以上を占め、特に親と子のみの核家族の母子世帯が多い傾向にあります。18歳未満の子どものいるひとり親世帯の子どもの割合は、平成27（2015）年時点で5.9%となっています。

図表2-2-1-7 18歳未満の子どものいるひとり親世帯の子どもの数(本市、世帯類型別)



出典：総務省「国勢調査」

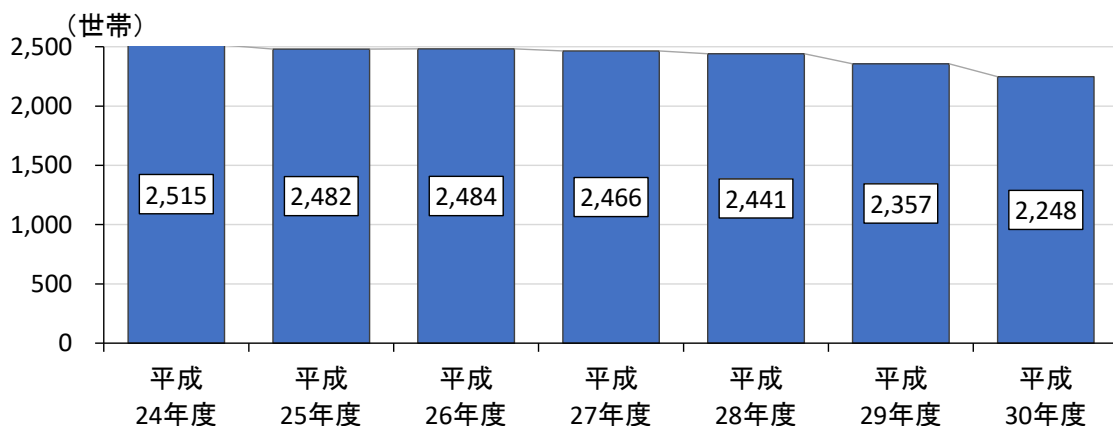
※ここでの「核家族の母（父）子世帯の子どもの数」は、国勢調査の「母（父）子世帯」の「18歳未満世帯人員」を指す。「他の世帯員と同居している母（父）子世帯の子どもの数」は、国勢調査の「母（父）子世帯（他の世帯員がいる世帯を含む）」の「18歳未満世帯人員」から「母（父）子世帯」の「18歳未満世帯人員」を除いた値を指す。なお、国勢調査の「母（父）子世帯」は、「未婚、死別または離別の女（男）親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員（20歳以上の子供を除く。）からなる一般世帯」とされているため、例えば21歳と17歳のきょうだいがいるひとり親世帯などはここには含まれないという点に留意が必要。

(ウ) 児童扶養手当受給世帯数

児童扶養手当とは、父母の離婚・父又は母の死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童について手当を支給する制度です。所得制限があり、児童扶養手当の一部または全部が支給されないことがあります。

本市で児童扶養手当を受給している世帯数の推移をみると、平成24（2012）年度には2,515世帯でしたが、平成30（2018）年度は2,248世帯となっています。

図表2-2-1-8 児童扶養手当受給世帯数の推移(本市)



出典：子育て給付課資料

※各年度3月31日時点の値。

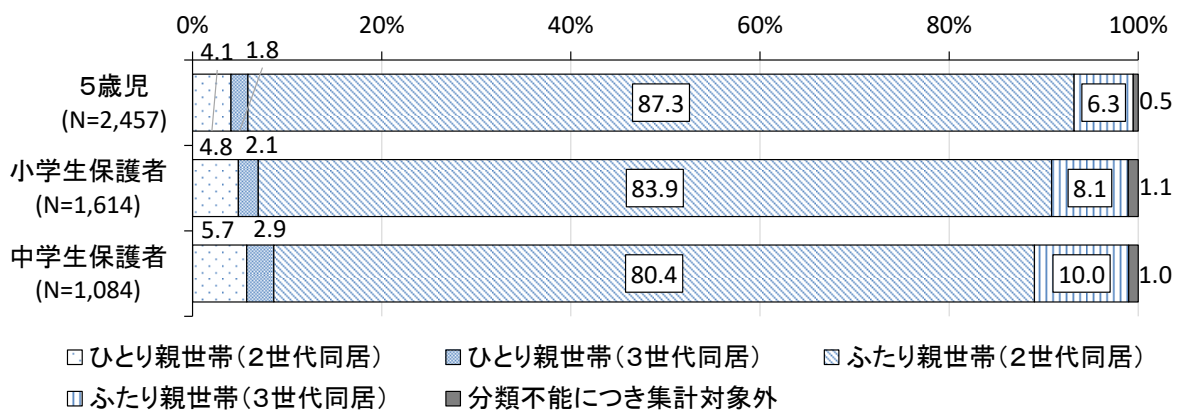
※児童扶養手当全部支給停止の世帯数は除く。

※児童扶養手当は、きょうだいで18歳以上や20歳以上の子供がいる世帯のひとり親や、父母ともに不明である児童を監護している人にも支給されることがあるため、国勢調査のひとり親世帯数と単純に比較することは出来ない点に留意が必要。

(エ) アンケート調査におけるひとり親世帯の割合

アンケート調査で、5歳児の同居家族の世帯タイプをみると、ひとり親世帯（2世代同居）が4.1%、ひとり親世帯（3世代同居）が1.8%、ふたり親世帯（2世代同居）が87.3%、ふたり親世帯（3世代同居）が6.3%となっています。祖父母と同居していない、ひとり親世帯（2世代同居）は、大人一人が、仕事、育児、家事を担う必要があり、他の世帯タイプと比較して時間資源が不足する状況にあります。

図表2-2-1-9 アンケート調査における同居家族の世帯タイプの分布状況



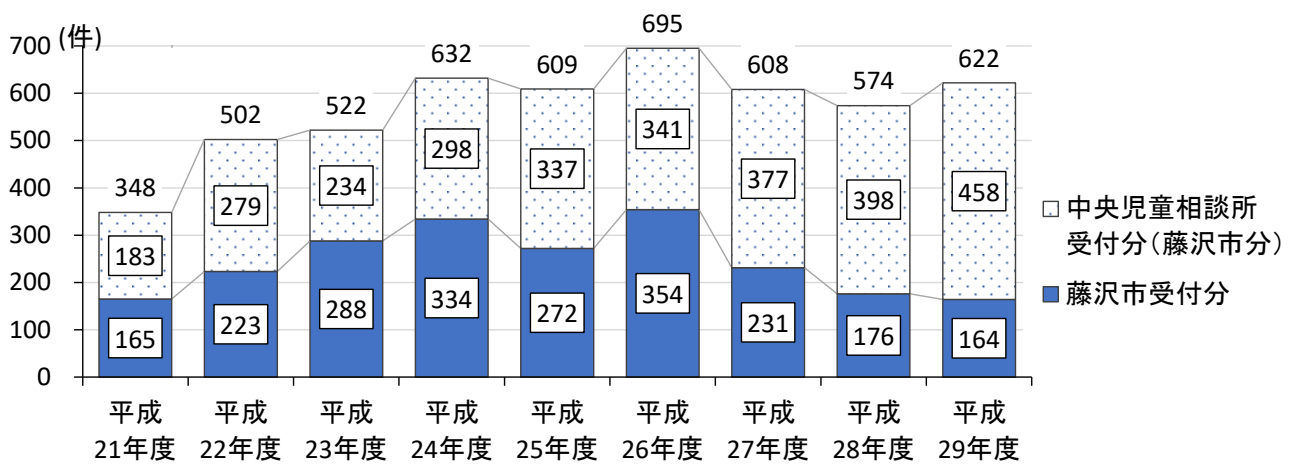
③ 児童虐待、子育てに困難を抱える世帯

(ア) 虐待相談件数の推移

本市に関連する虐待相談の新規受付件数の推移をみると、平成21年度は中央児童相談所受付分（藤沢市分）と藤沢市受付分の合計は348件でしたが、平成29（2017）年度は622件となり、過去9年間で約1.8倍に増加しています。

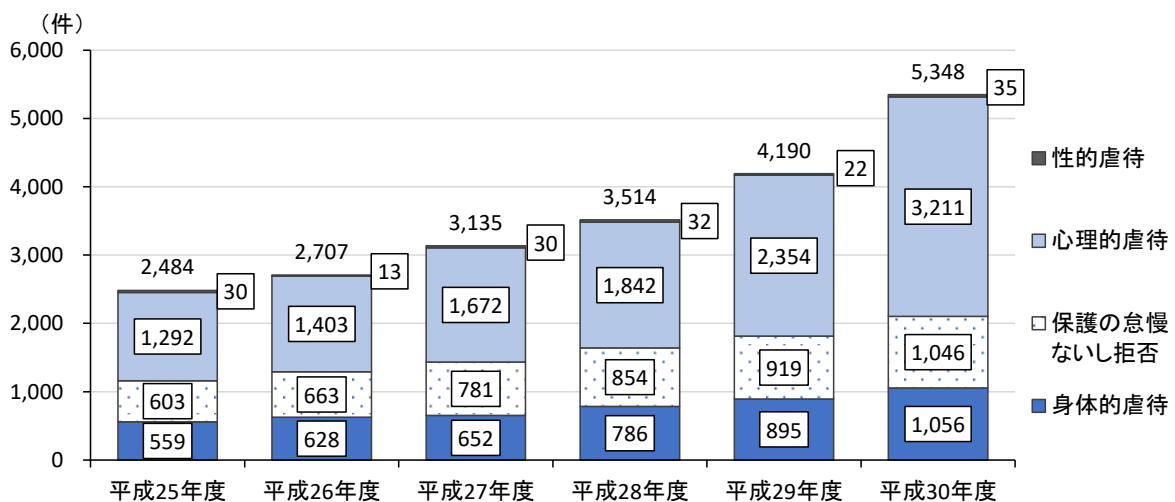
神奈川県児童相談所の虐待相談受付件数の内容別の内訳をみると、心理的虐待、身体的虐待、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）、性的虐待の順に多くなっています。過去6年間で心理的虐待は約2.5倍、身体的虐待は約1.8倍、保護の怠慢ないし拒否（ネグレクト）は約1.7倍に増加しました。

図表2-2-1-10 虐待相談の新規受付件数(中央児童相談所・藤沢市)



出典：中央児童相談所資料、藤沢市資料より作成。

図表2-2-1-11 神奈川県児童相談所虐待相談受付内容別件数
(政令市・児童相談所設置市除く)



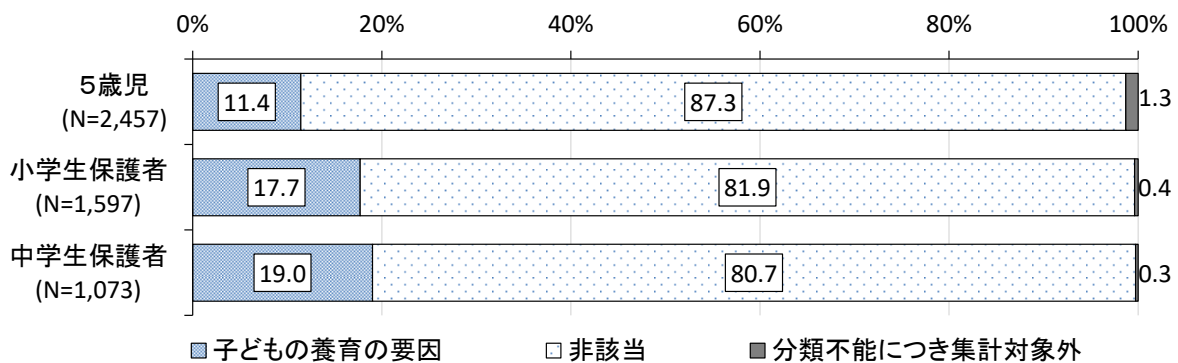
出典：「児童相談所虐待相談受付件数の内訳（政令市・児童相談所設置市除く）」神奈川県

(イ) アンケート調査における子どもの養育に困難を抱える層の分布状況

厚生労働省の「児童虐待に係る児童相談所と市町村の共通リスクアセスメントツールについて」に掲載された「リスク因子の主な指標例」を参考に、アンケート調査回答のリスク因子への該当状況から子どもの養育に困難を抱える層（子どもの養育の要因層）を区分し集計しました。

子どもの養育の要因層に該当するのは、5歳児で11.4%、小学5年生で17.7%、中学2年生で19.0%となっています。

図表2-2-1-12 アンケート調査における子どもの養育の要因層の分布状況



④ ヒアリング調査の個別事例の子ども・子育て家庭

ヒアリング調査では、44件の個別事例について、子どもや子育て家庭と接点を持つ支援者から聞き取りを行いました。

44件の個別事例のうち、両親のいる世帯の事例は15件で、ひとり親世帯の事例は29件でした。生活保護制度を利用している世帯は12件、保護者に障がいあるいは重い疾病のあるケースが15件、子どもに障がい（発達障がい含む）、あるいは重い疾病のあるケースが9件、4人以上の子どもがいる多子世帯のケースが9件、両親の片方あるいは両方が外国籍の世帯が10件となっていました。

個別事例の中で、「ひとり親世帯」「保護者が子どもに障がい・疾病がある」「4人以上の多子」「外国籍の保護者」等の世帯の特徴が複数重なっていることが把握された世帯は、44件中23世帯でした。

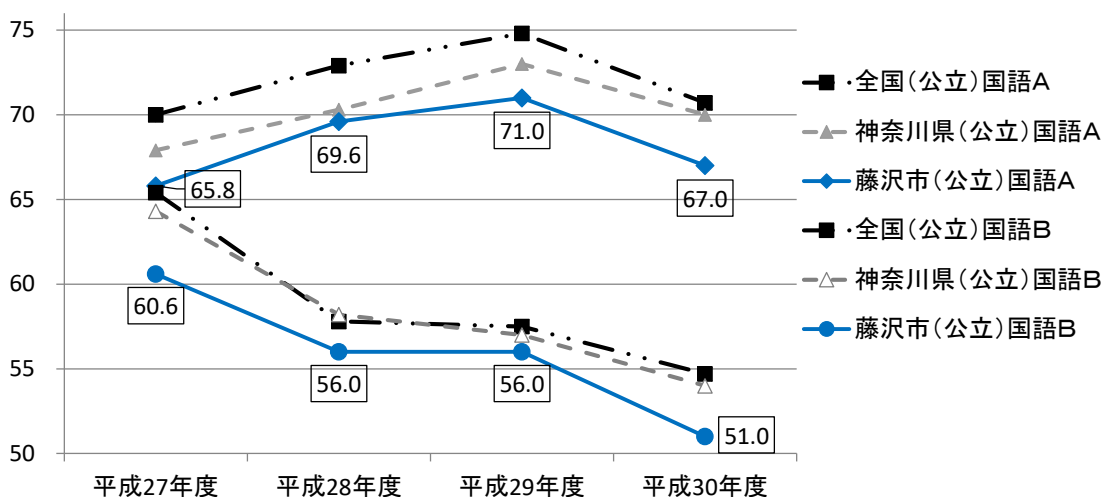
(2) 子ども・若者に関わる概況

① 児童生徒の学力の状況

(ア) 全国学力・学習状況調査の結果（市立小学校）

文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査の結果をみると、藤沢市の小学生の国語および算数の平均得点率は、神奈川県や全国の小学生よりも低い傾向にあります。

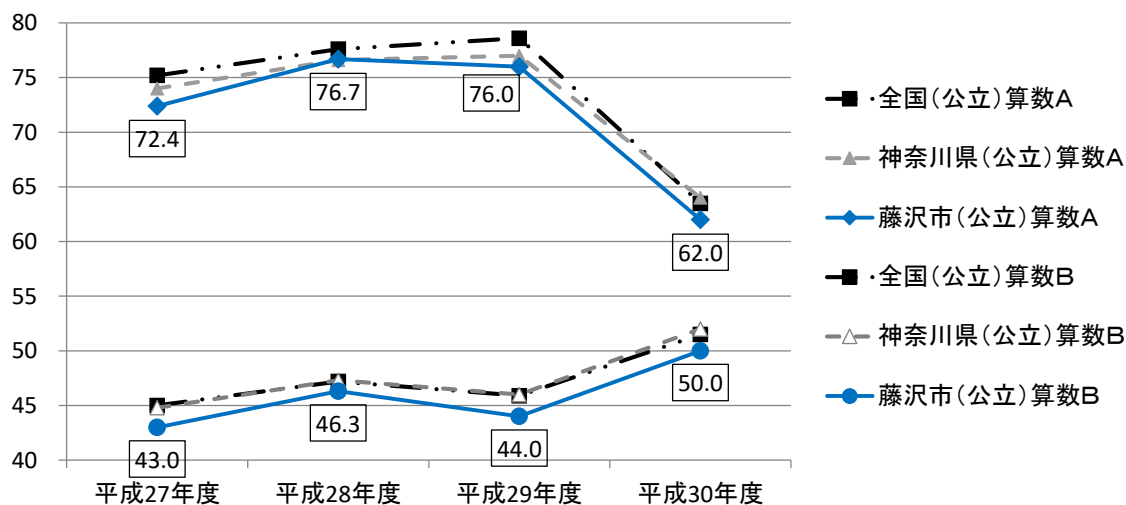
図表 2-2-2-1 全国学力・学習調査の結果(公立小学校6年生・国語)



出典：藤沢市教育委員会

※国語Aは主として「知識」を問う問題で、身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など。国語Bは、主として「活用」を問う問題で、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など。

図表 2-2-2-2 全国学力・学習調査の結果(公立小学校6年生・算数)



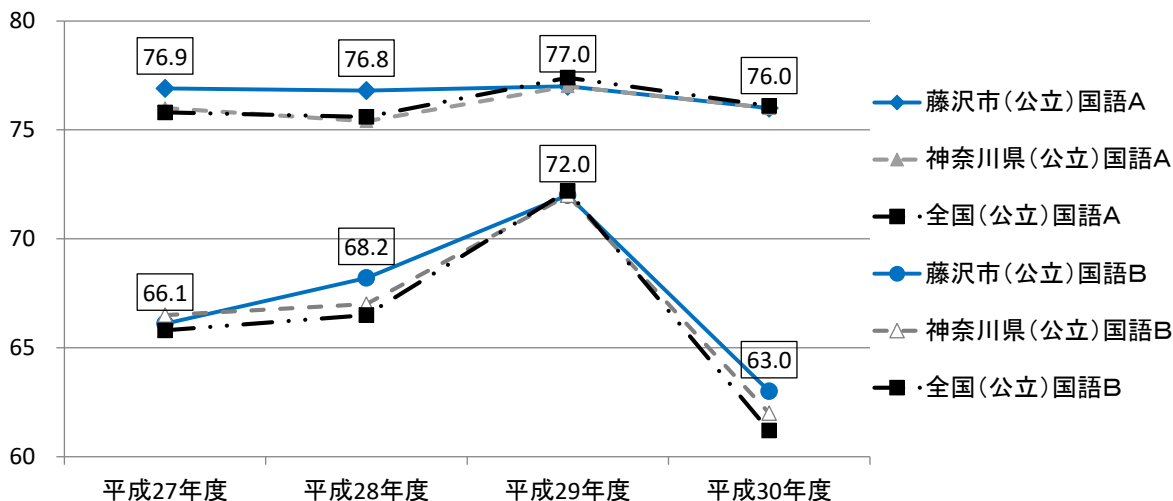
出典：藤沢市教育委員会

※算数Aは主として「知識」を問う問題で、身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など。算数Bは、主として「活用」を問う問題で、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など。

(イ)全国学力・学習状況調査の結果（市立中学校）

中学生の全国学力・学習状況調査の結果をみると、藤沢市の公立中学校生徒の国語および数学の平均得点率は、神奈川県や全国の中学生より高い傾向にあります。

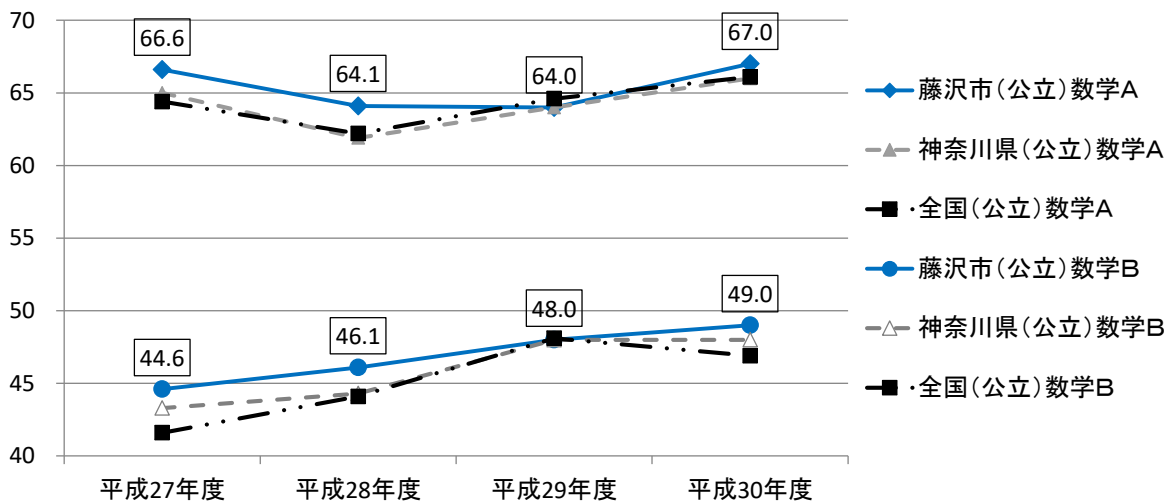
図表 2-2-2-3 全国学力・学習調査の結果(公立中学校・国語)



出典：藤沢市教育委員会

※国語Aは主として「知識」を問う問題で、身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など。国語Bは、主として「活用」を問う問題で、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など。

図表 2-2-2-4 全国学力・学習調査の結果(公立中学校・数学)



出典：藤沢市教育委員会

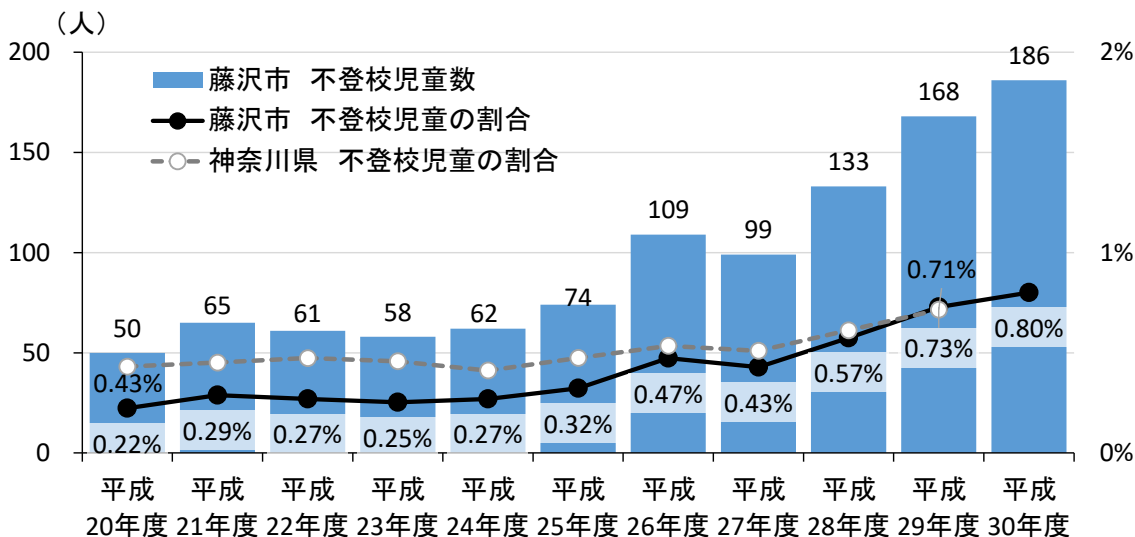
※数学Aは主として「知識」を問う問題で、身につけておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能など。数学Bは、主として「活用」を問う問題で、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力など。

② 不登校の児童・生徒の状況

(ア) 市立小学校の不登校の児童の数と割合

本市の市立小学生のうち年間30日以上欠席した不登校児童の数は、平成20(2002)年度には50人(0.2%)でしたが、平成30(2018)年は186人(0.8%)と、約3.7倍となっています。

図表 2-2-2-5 不登校児童数と割合の推移(公立小学校)

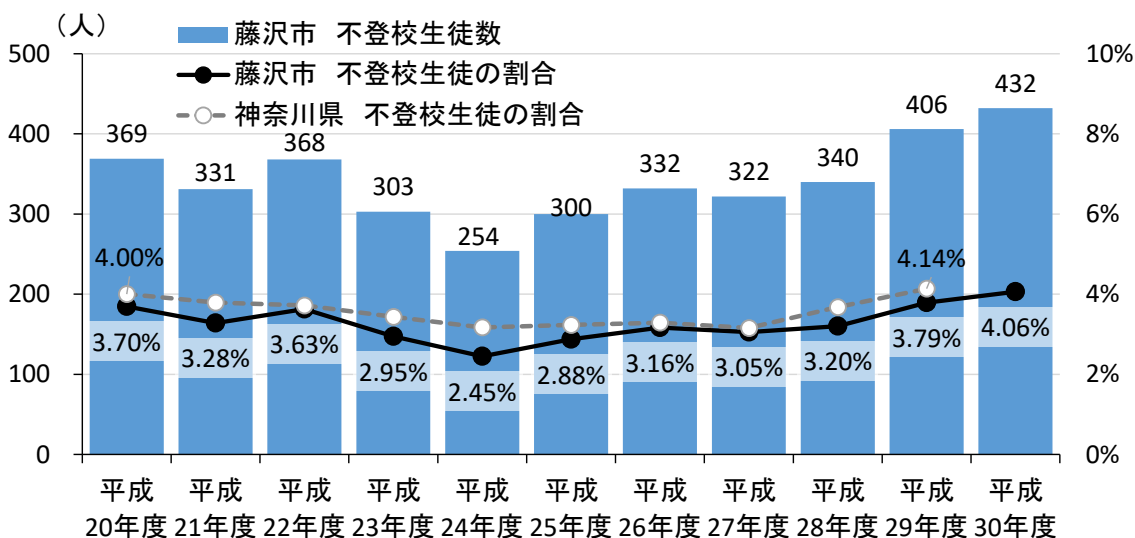


出典：神奈川県児童・生徒の問題行動等調査（各年版）、藤沢市資料より作成

(イ) 市立中学校の不登校の生徒の数と割合

本市の市立中学生のうち年間30日以上欠席した不登校生徒の数は、平成20(2008)年度には369人(3.7%)、平成30(2018)年は432人(4.1%)と、約1.2倍となっています。

図表 2-2-2-6 不登校生徒数と割合の推移(公立中学校)



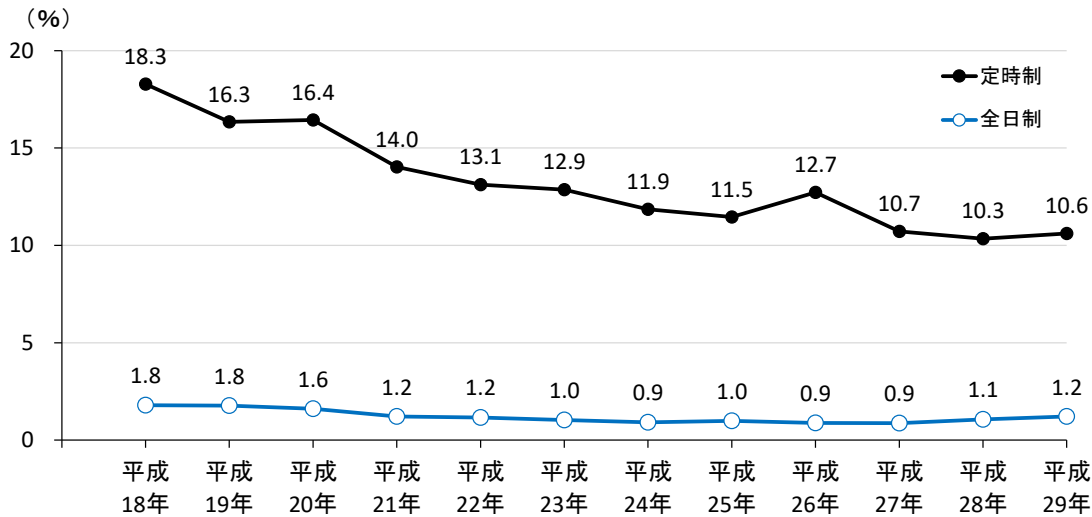
出典：神奈川県児童・生徒の問題行動等調査（各年版）、藤沢市資料より作成

③ 高校生の中途退学・進路の状況

(ア) 高等学校の中途退学率（神奈川県公立高等学校等）

神奈川県の公立高等学校の平成 29（2017）年の中途退学率は、全日制では 1.2%で横ばいの傾向にあります。定時制では減少傾向にあるものの、平成 29（2017）年で 10.6%と全日制と比較して中途退学率が高くなっています。

図表 2-2-2-7 高等学校の中途退学率(神奈川県・公立高等学校等)

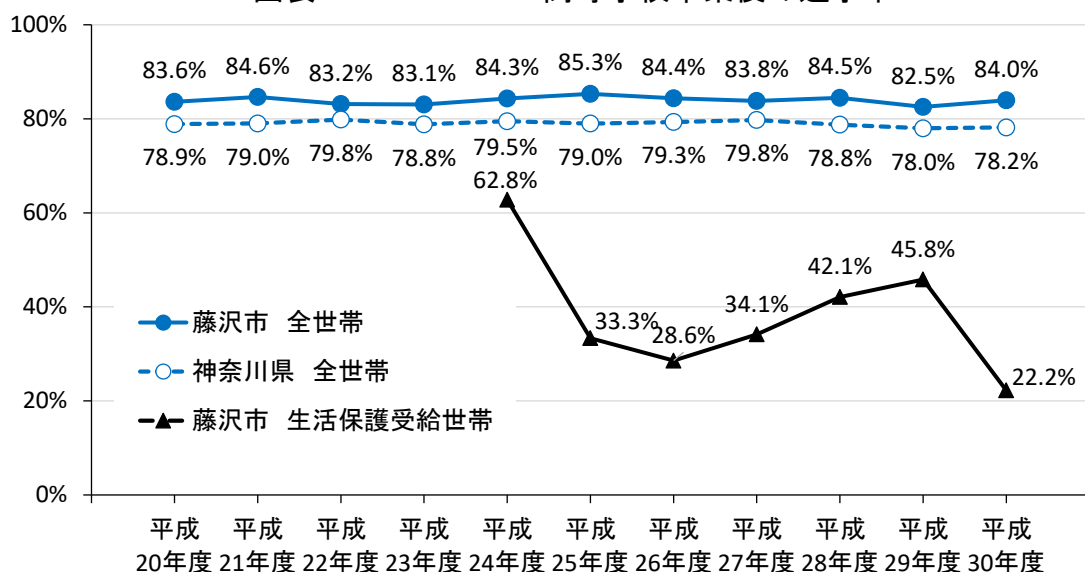


出典：「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」神奈川県

(イ) 高等学校卒業後の進学率

本市の高等学校卒業後の進学率は横ばいの傾向にあり、平成 30(2018)年度で 84.0%となっています。本市の生活保護受給世帯の子どもの高等学校卒業後の進学率を見ると、平成 30(2018)年度で 22.2%となっており、全体と比較して低い割合となっています。

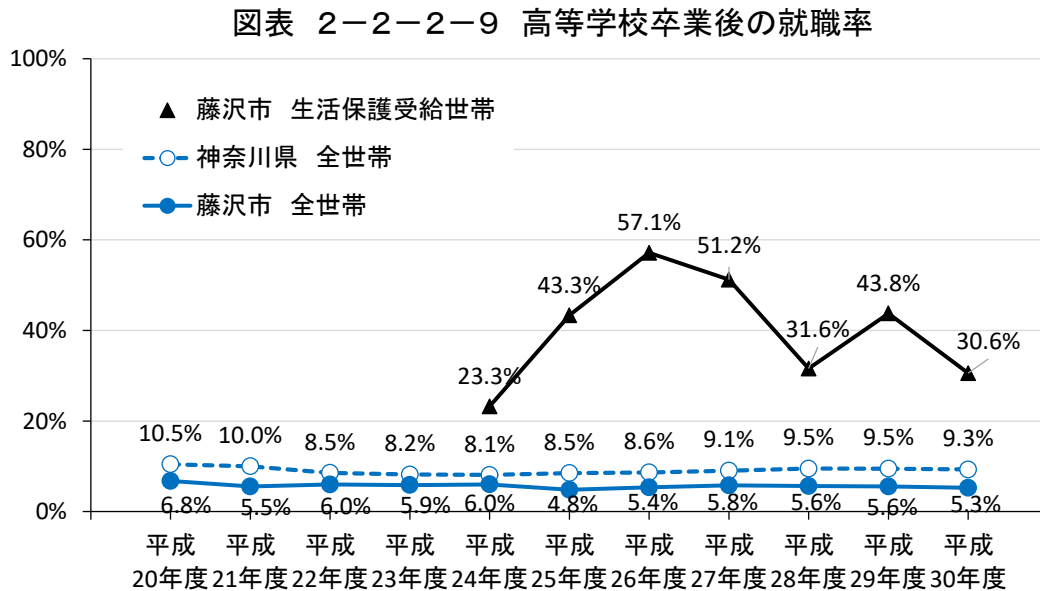
図表 2-2-2-8 高等学校卒業後の進学率



出典：神奈川県「神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）」 ※平成 30 年度は速報版（要更新）

(ウ) 高校卒業後の就職率

本市の高等学校卒業後の就職率は横ばいの傾向にあり、平成30(2018)年度で5.3%となっています。本市の生活保護受給世帯の子どもの高等学校卒業後の就職率を見ると、平成30(2018)年度で30.6%となっており、全体と比較して高い就職率となっています。



出典：神奈川県「神奈川県学校基本統計（学校基本調査報告書）」 ※平成30年度は速報版（要更新）

④ ひきこもりの推計（全国）

平成22年、平成27(2015)年に内閣府が実施した調査によると、広義のひきこもりは全国で54.1万人で、1.57%と推計されています。

図表 2-2-2-10 全国のひきこもりの推計

区分	平成22年2月調査		平成27年12月調査	
	推計数	有効回収率に占める割合	推計数	有効回収率に占める割合
狭義のひきこもり※1	23.6万人	0.60%	17.6万人	0.51%
準ひきこもり※2	46.0万人	1.19%	36.5万人	1.06%
合計（広義のひきこもり）	69.6万人	1.79%	54.1万人	1.57%

出典：内閣府「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」（平成21年度）内閣府

「若者の生活に関する調査」（平成27年度）内閣府

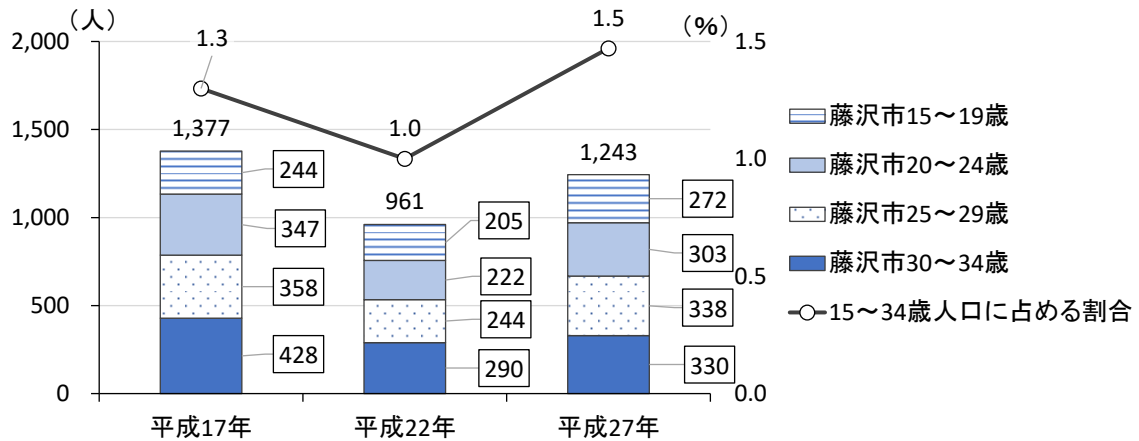
※1 狭義のひきこもりは、「自室からほとんど出ない」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」の回答の合計の割合

※2 準ひきこもりは、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」と回答した割合

⑤ 若年無業者（ニート）

本市の若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者、いわゆるニート）の数は、平成27（2015）年時点で1,243人で、15～34歳人口に占める割合は1.5%となっています。

図表 2-2-2-11 若年無業者（ニート）の数と割合



出典：国勢調査

※若年無業者（ニート）の定義は、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。完全失業者は含まない。

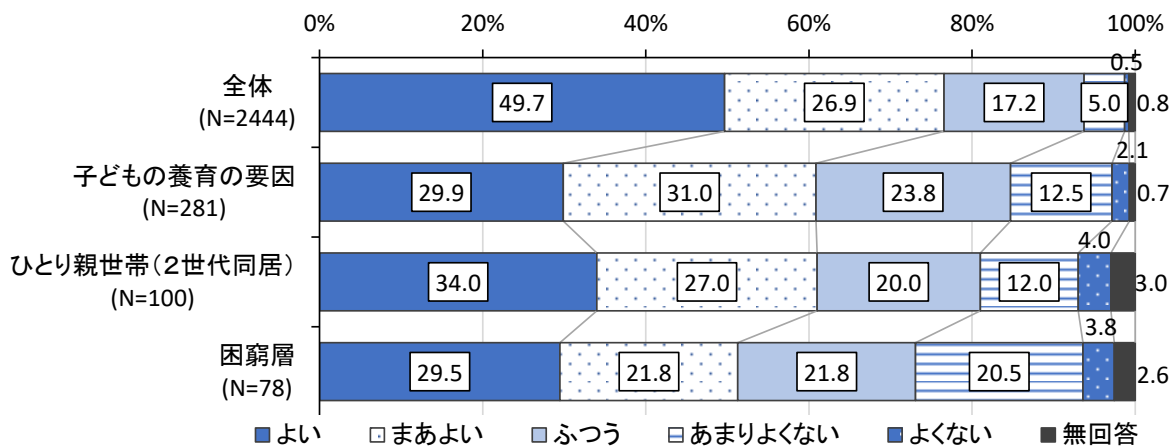
3. 実態調査結果から把握した保護者と子どもの状況

(1) 保護者・子どもの心身の健康

① 保護者の状況

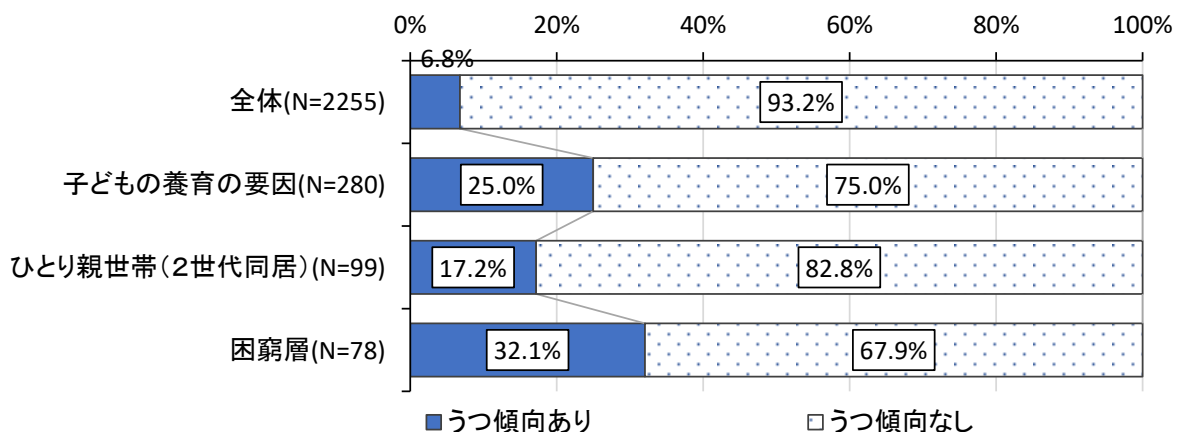
- 困窮層の5歳児保護者の4人に1人は、健康状態が良くないと回答しました。

図表2-3-1-1 保護者の健康状態(5歳児保護者)



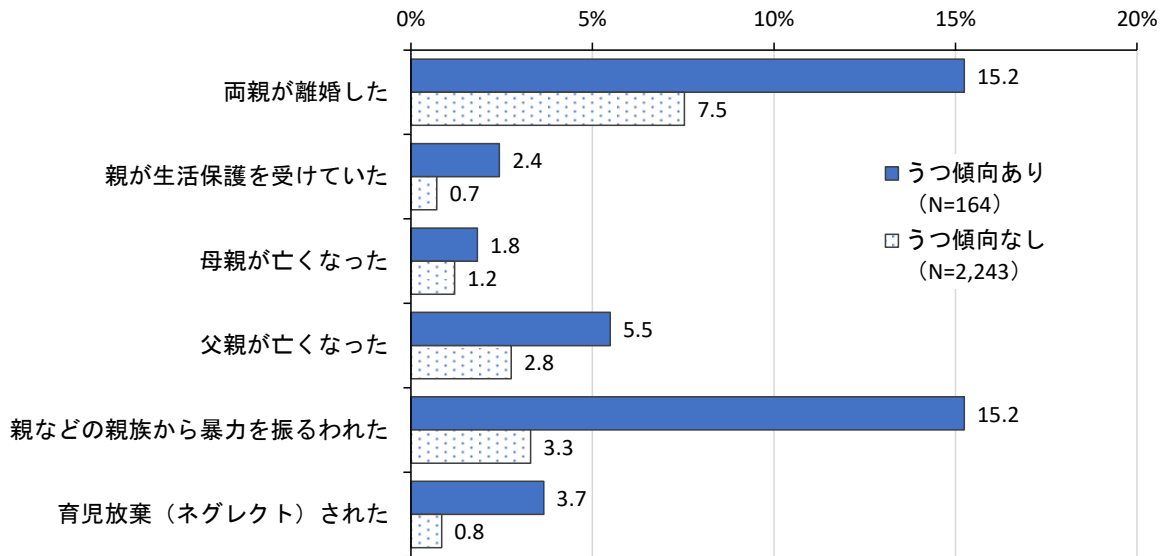
- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯(2世代同居)、困窮層の保護者に、うつ傾向や自殺念慮の経験が相対的に高い傾向がみられました。
- うつ傾向のある回答をした保護者は、子どもの頃に親からの虐待や、配偶者からのDVを受けた経験、子どもへの育児放棄や体罰、虐待の経験を回答した割合が高い傾向がみられました。

図表2-3-1-2 うつ傾向のある回答をした保護者の割合(5歳児保護者)

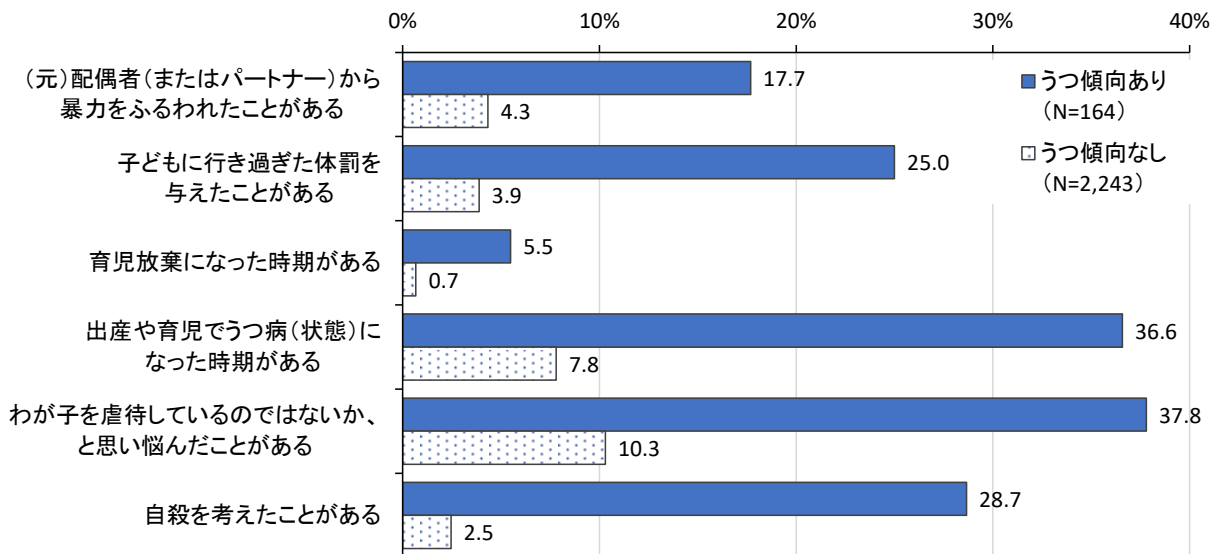


※過去1か月間の保護者の心の状態についての質問に対する回答状況をもとに集計を行った

図表2-3-1-3 うつ傾向と成人前の保護者の経験(5歳児保護者)



図表2-3-1-4 うつ傾向と子どもが生まれた後の保護者の経験(5歳児保護者)



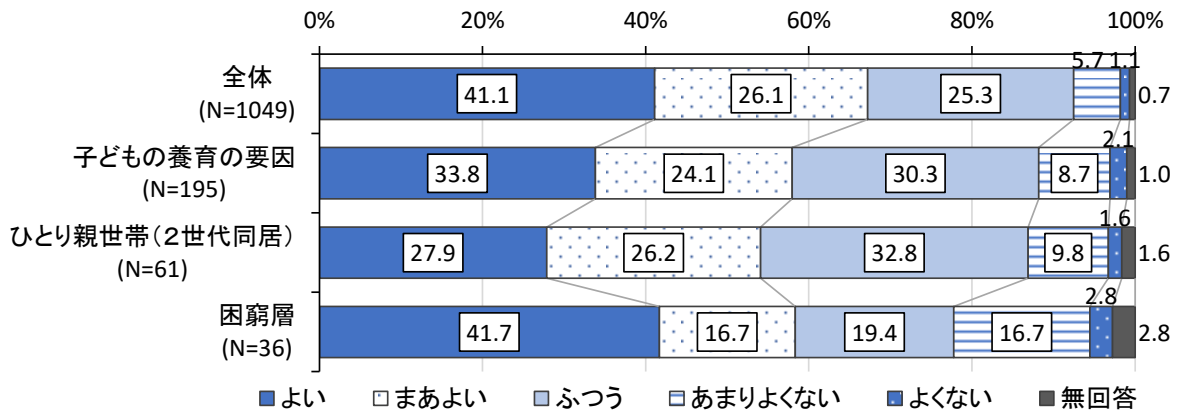
ヒアリング調査

- 個別事例では、保護者等の家族が、重い疾病、精神疾患（疑い含む）、発達障がい（疑い含む）、知的障がいや身体障がいを抱える例が多く挙げられました。
- 保護者に精神疾患がある場合に、安定的な就労が困難になり、無業や非正規就労となることで低所得につながっている事例が把握されました。また、保護者の精神疾患等の影響等から朝起床することが出来ず、子どもの生活習慣が整わない、登園や登校に影響が出ている事例が把握されました。

② 子どもの状況

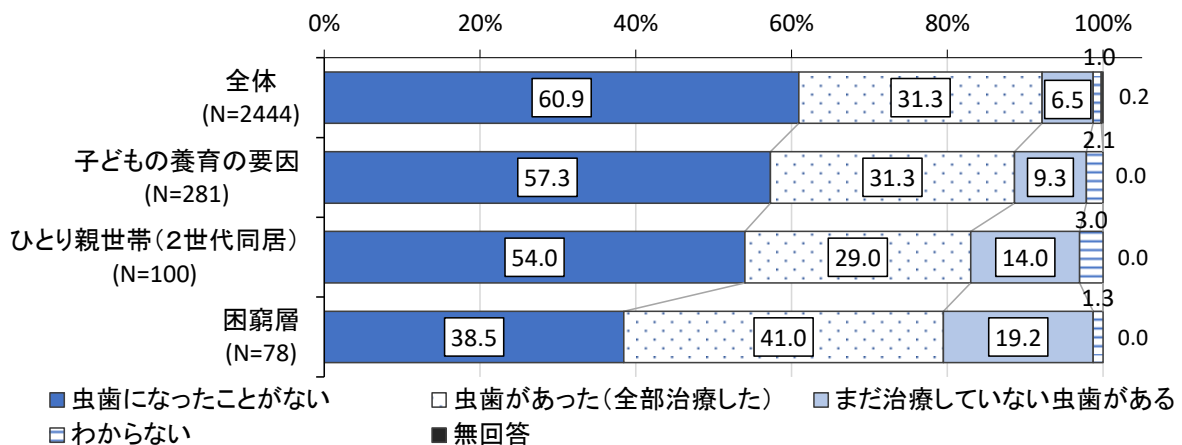
- 困窮層の中学2年生で、健康状態がよくないと回答した割合が相対的に高い傾向がありました。

図表2-3-1-5 子どもの健康状態(中学2年生)

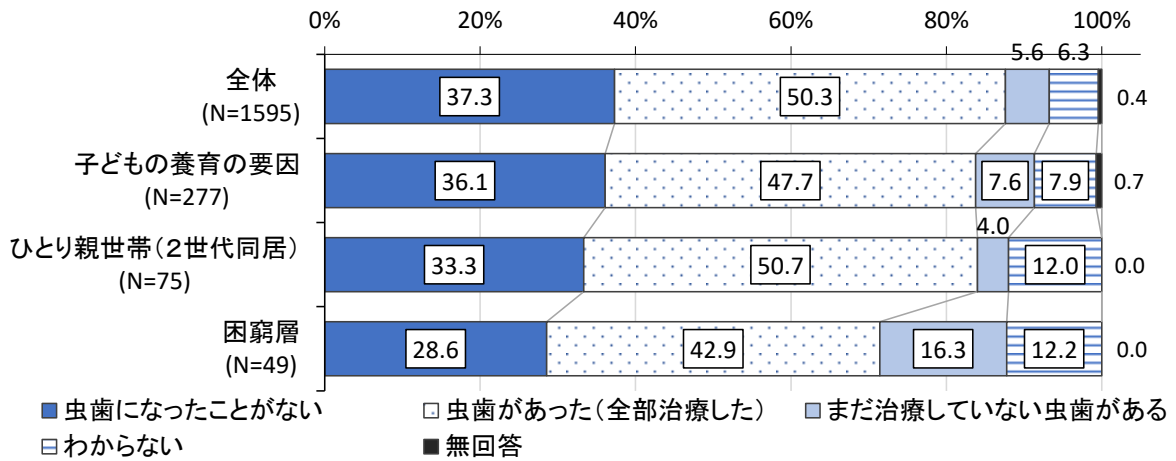


- 子どもに治療していない虫歯がある割合は、5歳児では、困窮層、ひとり親世帯(2世代同居)、子どもの養育の要因層の子どもで相対的に高い傾向があります。
- 小学5年生では、困窮層、子どもの養育の要因層の子どもで相対的に高い傾向があります。

図表2-3-1-6 子どもの虫歯の状況(5歳児保護者)

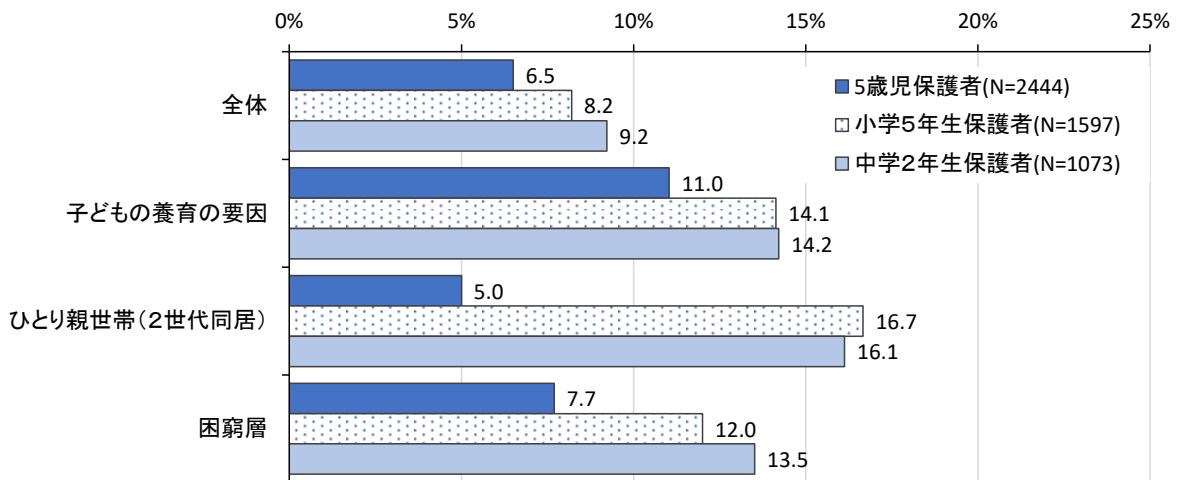


図表2-3-1-7 子どもの虫歯の状況(小学5年生・子ども)



- 子どもの発達に関して医師の診断を受けたことがある割合は、子どもの養育の要因層や、ひとり親世帯（2世代同居）で小学5年生と中学2年生で、全体と比較して高い傾向があります。

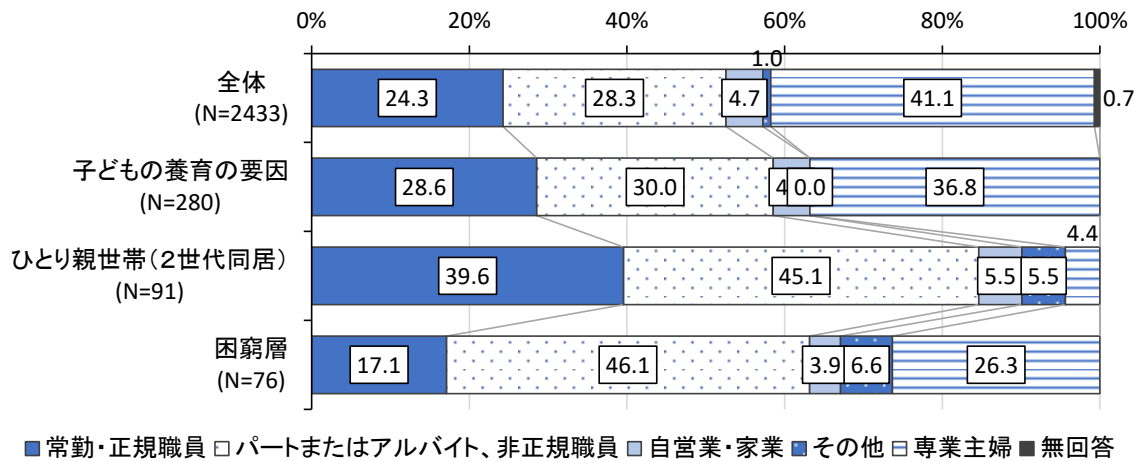
図表2-3-1-7 子どもの発達に関して医師の診断を受けたことがある割合



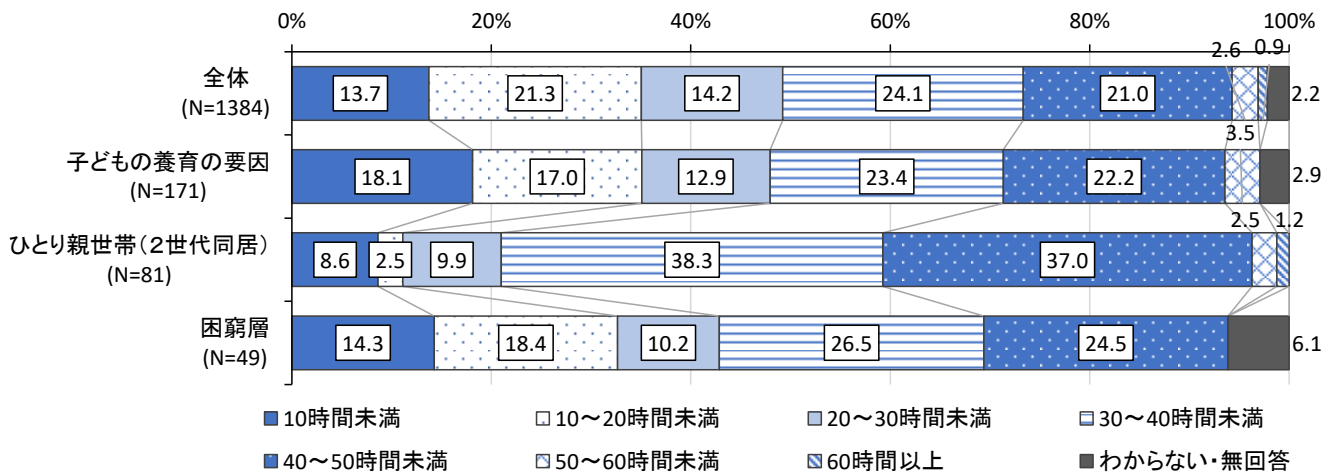
(2) 保護者の就労状況

- 5歳児を持つひとり親世帯（2世代同居）の母親の9割が働いており、そのうち週30時間以上働く割合は約8割で、全体の5割と比較して高い割合となっています。
- 困窮層の保護者は、父親、母親ともに常勤・正規職員の割合が低い傾向があります。

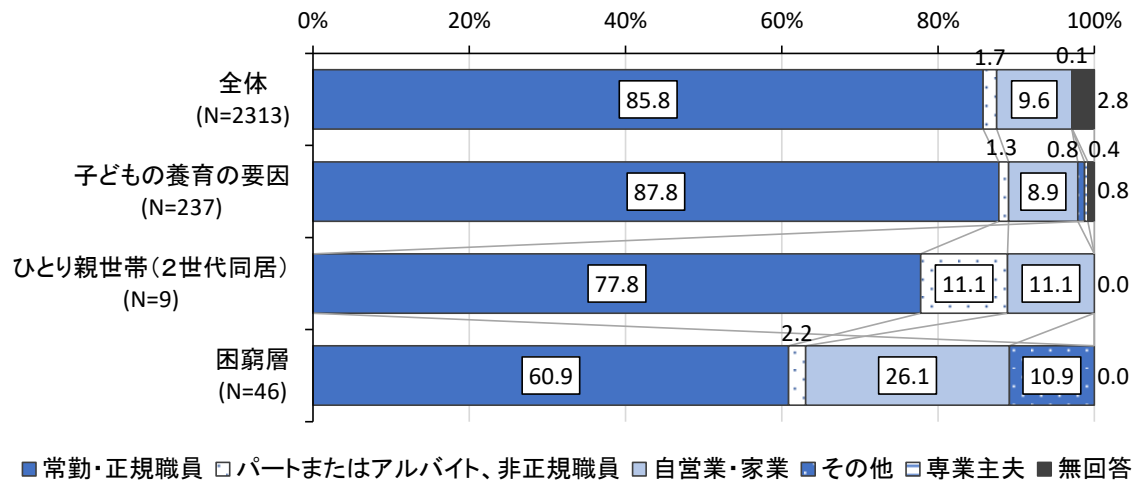
図表2-3-2-1 母親の現在の就業状況（5歳児保護者）



図表2-3-2-2 母親の1週間の平均就業時間（働いている5歳児保護者）



図表2-3-2-3 父親の就業状況(5歳児保護者)



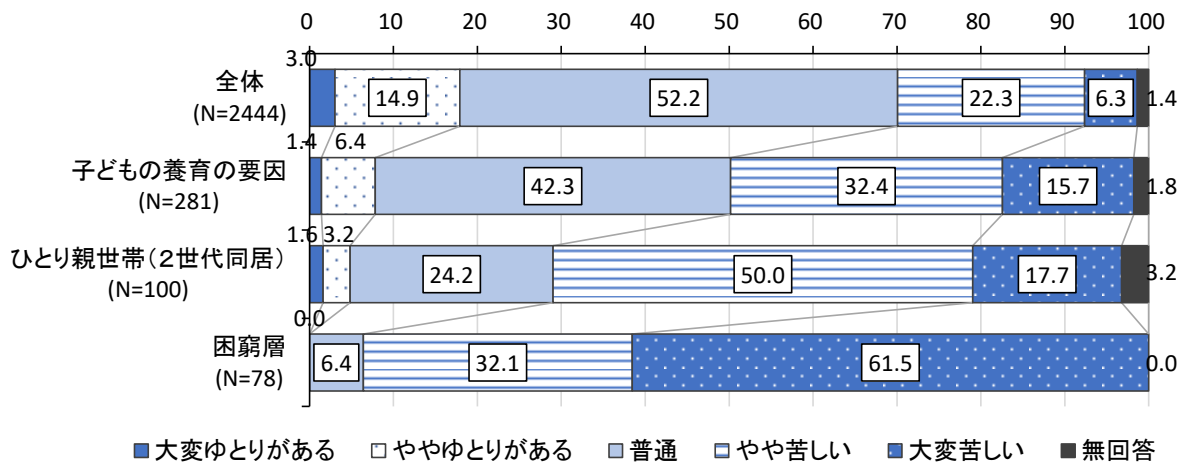
ヒアリング調査

- 個別事例の保護者に、非正規就労でダブルワークや深夜勤務、職を転々とするなど不安定な就労状況や、無業の状況がみられました。
- 正規就労の壁となっている要因の例として、ひとり親世帯の保護者では子育てと、正規就労に求められる長時間労働の両立が難しいこと、保護者に精神疾患、疾病、障がいなどがあること、外国籍で日本語の言語能力に制約があること、最終学歴が中学卒業であることなどが挙げられました。

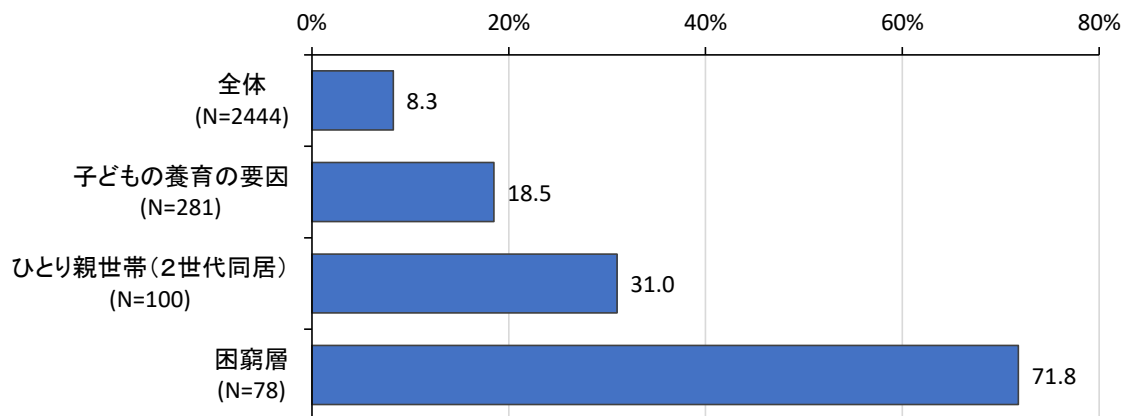
(3) 家計のひっ迫と子どもへの影響

- 5歳児保護者では、困窮層の9割超、ひとり親世帯（2世代同居）の約7割が、暮らし向きが苦しいと回答しました。
- 5歳児保護者では、困窮層の7割、ひとり親世帯（2世代同居）の3割は、急な出費のための貯金がないと回答しました。

図表2-3-3-1 現在の暮らしの状況をどのように感じているか(5歳児保護者)

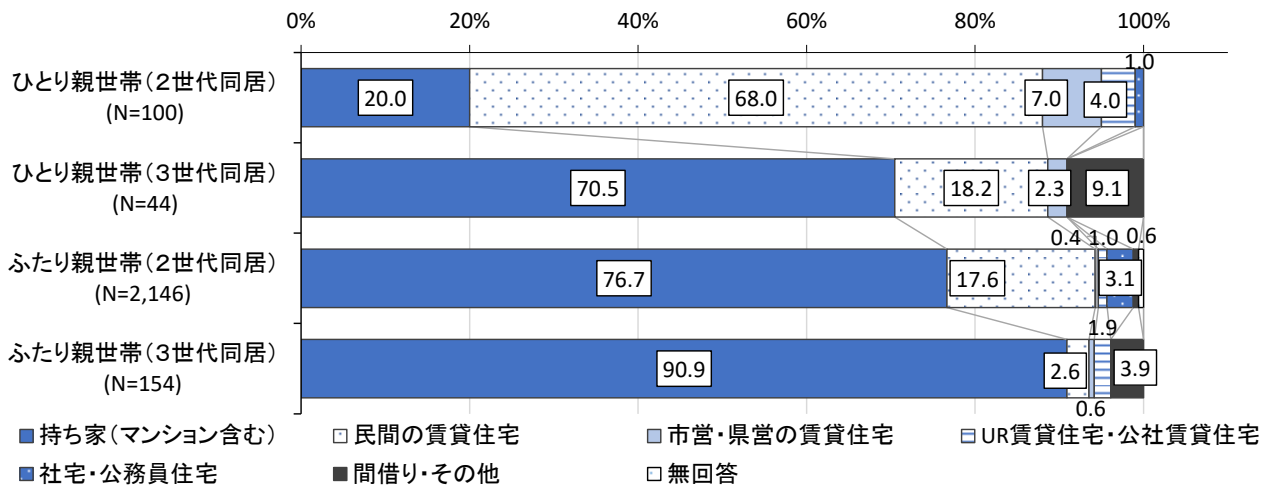


図表2-3-3-2 急な出費のための貯金(5万円以上)がない割合(5歳児保護者)



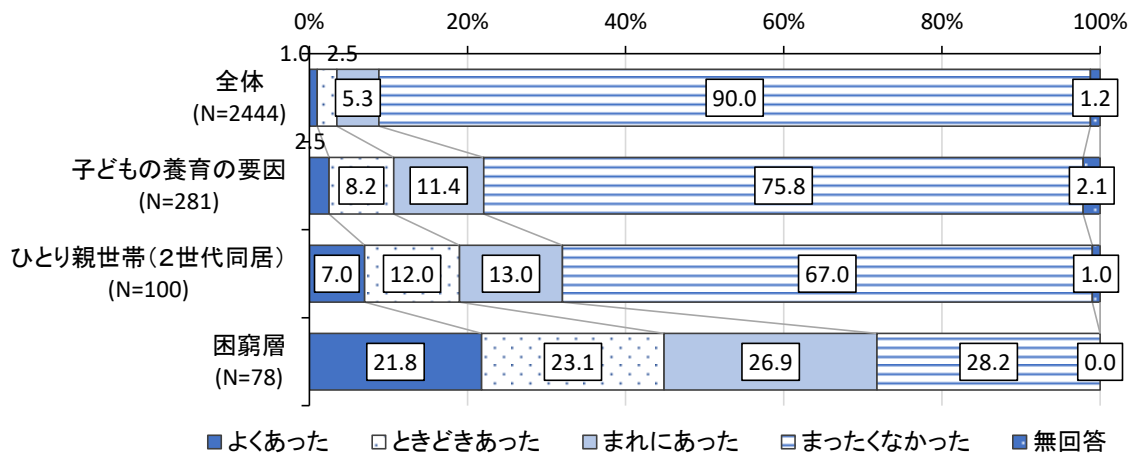
- 現在の住まいの住居形態は、全体では「持家（マンションを含む）」が最も高い割合を占めていますが、ひとり親（2世代同居）では、「民間の賃貸住宅」が約7割となっています。ひとり親（2世代同居）で5万円以上の住居費を負担している割合は8割を上回っています。

図表2-3-3-3 世帯タイプ別の現在の住まいの住居形態(5歳児保護者)

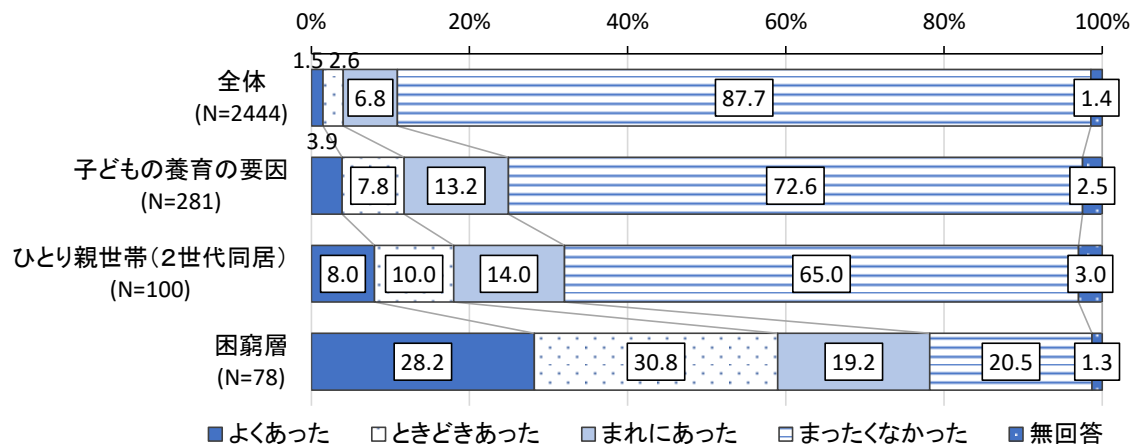


- 家族が必要とする食料を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と困窮層の4割超、ひとり親世帯（2世代同居）の2割が回答しました。
- 衣類を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と困窮層の6割、ひとり親世帯（2世代同居）の2割が回答しました。

図表2-3-3-4 家族が必要とする食料を買えない経験(過去1年・5歳児保護者)

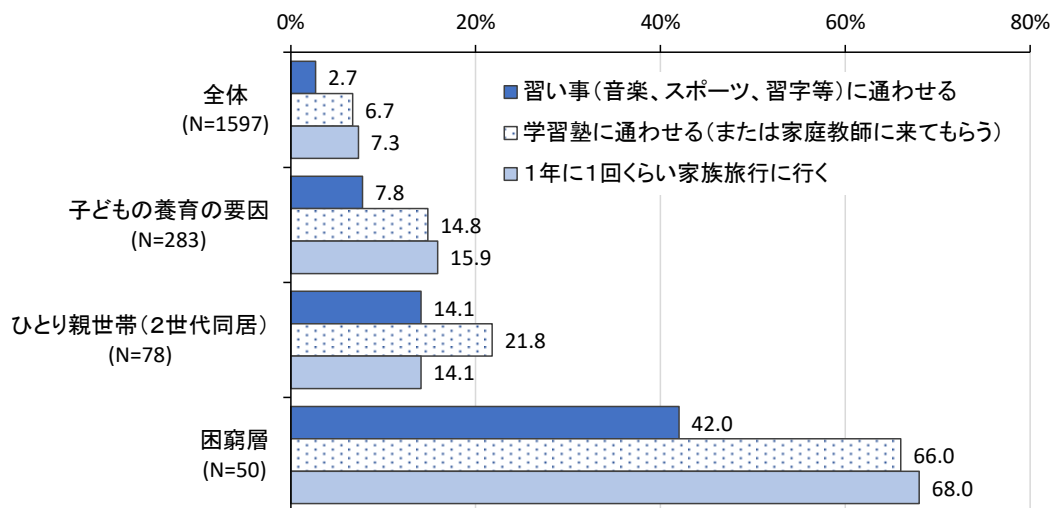


図表2-3-3-5 家族が必要とする衣類を買えない経験(過去1年・5歳児保護者)

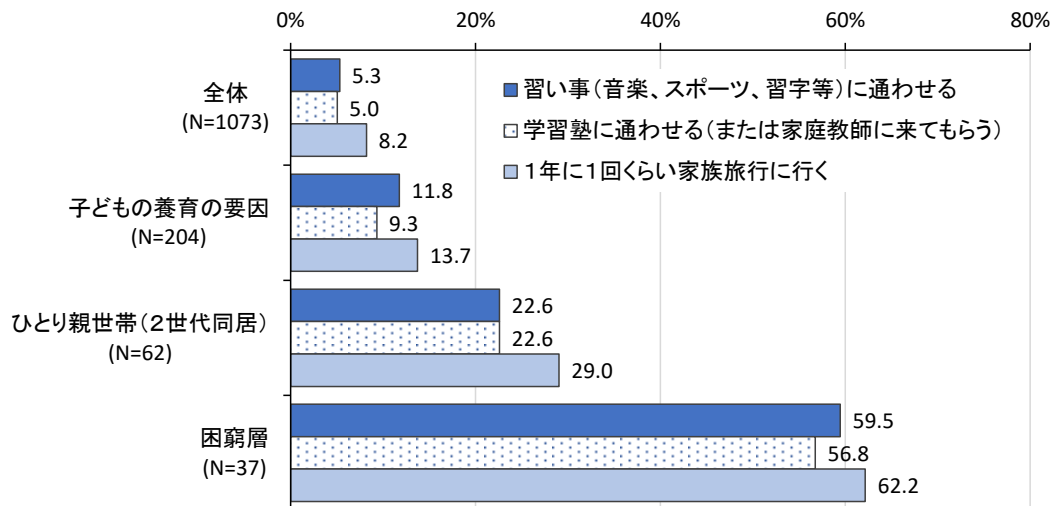


- 困窮層では、経済的な理由で習い事や学習塾に通わせることができないと回答した割合が高い傾向にあります。

図表2-3-3-6 経済的な理由でできないと回答した割合(小学5年生保護者)

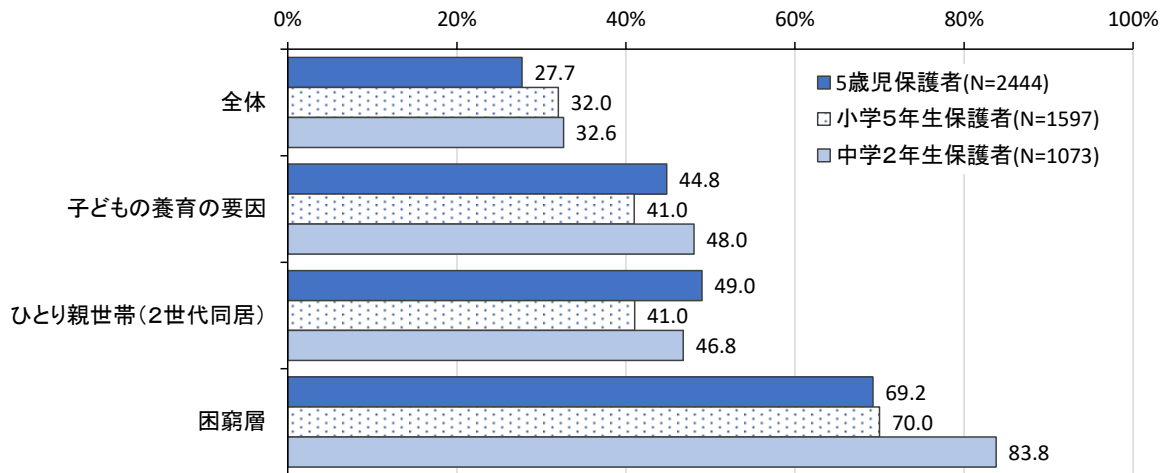


図表2-3-3-7 経済的な理由でできないと回答した割合(中学2年生保護者)

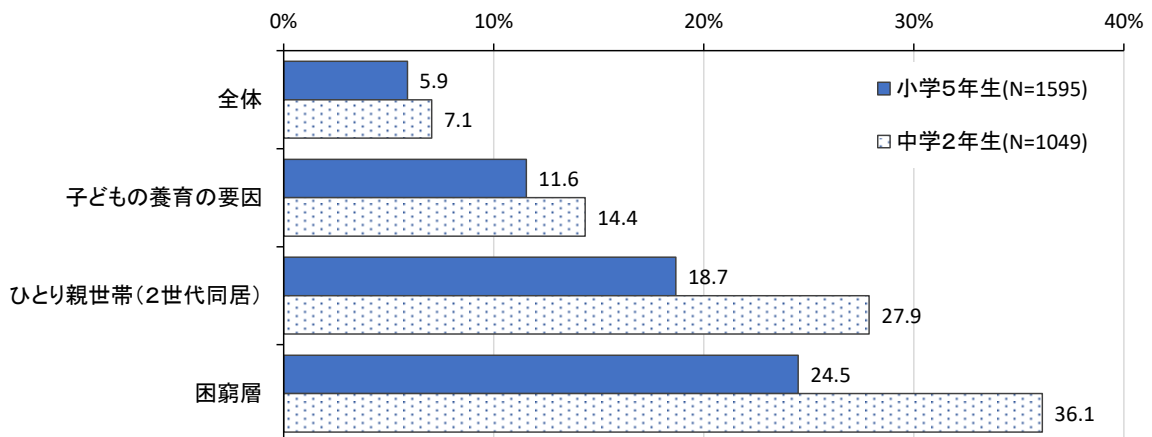


- 保護者の子育てに関する心配ごと、悩みごととして、「子どもの教育費」が悩みと回答した割合は困窮層で7割にのぼっています。
- 困窮層の中学2年生の約4割が「家にお金がない」ことが悩みと回答しました。

図表2-3-3-8 保護者の子育てに関する心配ごと、悩みごと - 子どもの教育費



図表2-3-3-9 子どもの心配ごと、悩みごと - 家にお金がない(少ない)



ヒアリング調査

- 個別事例では、保護者が働いていても所得が低く、家賃や公共料金の支払いが厳しいなど生活困窮の状態（いわゆるワーキングプアの状態）にある世帯が把握されました。
- 支援者からは、生活保護制度などの公的制度を利用していない非課税世帯、世帯収入はあるが生活困窮しているような、公的支援制度の枠外にいる世帯が、非常に厳しい状況にあると指摘されています。

(4) 親と子の愛着関係・基本的信頼感

用語解説

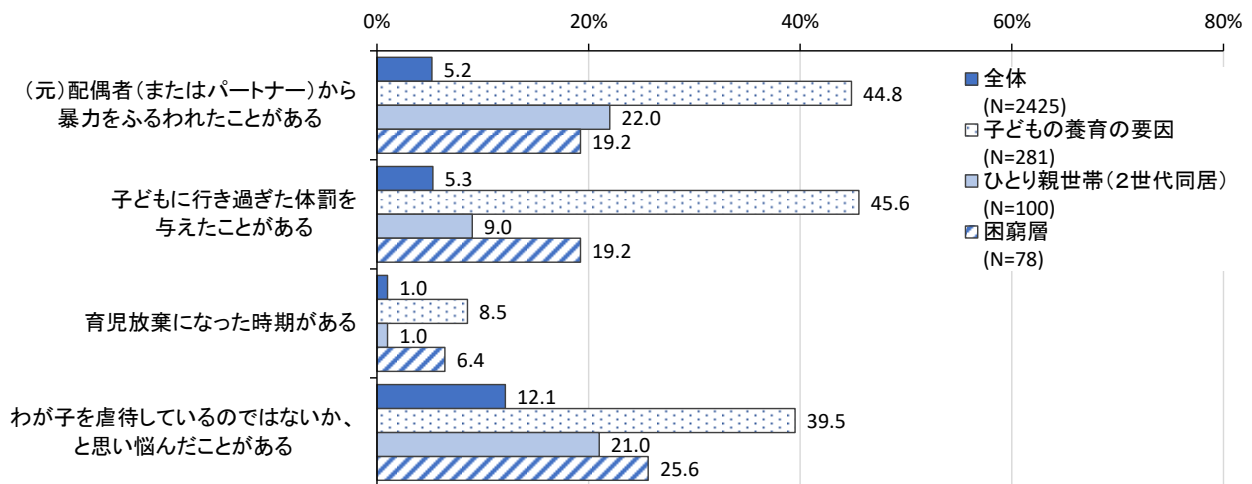
愛着関係、基本的信頼感

「愛着」とは、子どもが養育者など特定の大人に対して持つ情緒的な絆を指します。乳幼児期は、母親や父親等、身近な特定の大人から、愛されること、大切にされることで、情緒的な絆が深まり、愛着関係を形成していくと言われています。子どもが示す欲求に身近な大人が応えていくことで、子どもは人に対する「基本的な信頼感」を獲得していき、「基本的な信頼感」を拠り所として、徐々に他者との関わりを広げていきます。「基本的な信頼感」の獲得は、就学に向けた周囲との人間関係を構築する力、社会性の発達につながっていくと言われています。

① 保護者の状況

- 困難を抱える保護者は、DVを受けた経験、虐待やネグレクトをした経験に回答した傾向が、全体と比較して高い傾向にあります。

図表2-3-4-1 子どもが生まれてからの経験(5歳児保護者)



※「(元)配偶者(またはパートナー)から暴力をふるわれたことがある」「子どもに行き過ぎた体罰を与えたことがある」「育児放棄になった時期がある」は、子どもの養育の要因層の判定基準であるため、参考値として掲載している点に留意

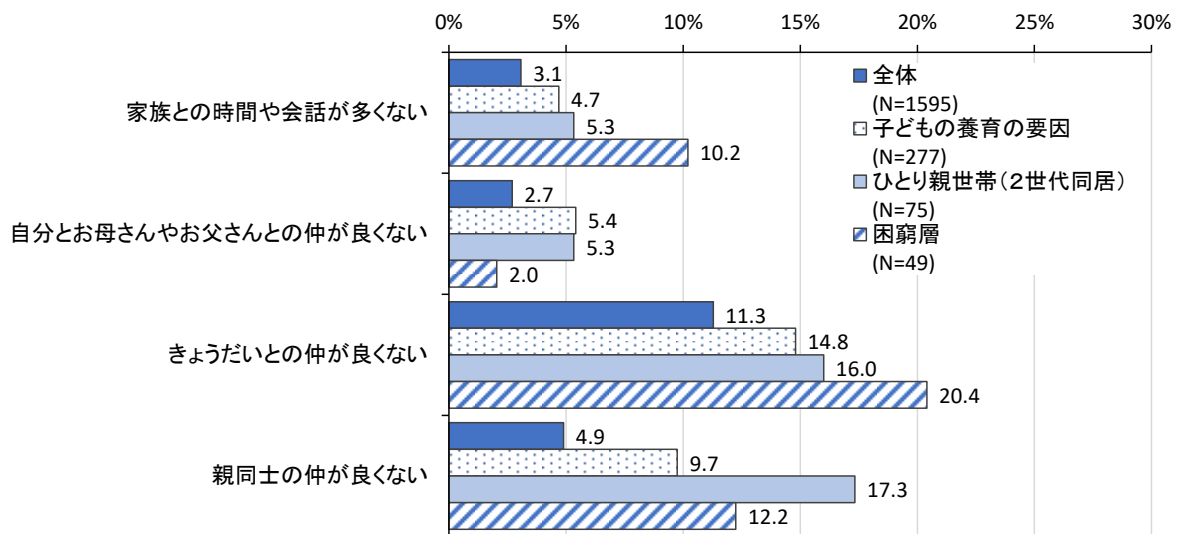
ヒアリング調査

- 支援者から、市全体として、生活に余裕のない保護者が増え、親子のふれあいや関わりが希薄になっていると指摘されました。
- 実の親やきょうだい等、家族との関係が希薄であるか関係が切れており、身近に頼れる人がいないという保護者が一定数存在することが把握されました。
- 保護者自身が「実の親に大事にされなかった」、「虐待を受けた」などの複雑な養育環境で育ち、「子どもの育て方が分からない」など、両親から受けた養育が子どもの養育に影響する事例が把握されました。

② 子どもの状況

- 困窮層の子どもに、家族間の仲がよくないことを悩みと回答した割合が高い傾向があります。

図表2-3-4-2 自分や家族のことなどで、心配なことや困っていること(小学5年生)



ヒアリング調査

- 個別事例の気がかりな子どもの背景に、親との愛着形成に課題がみられるなど、親子の関係性に課題を抱える傾向がみられました。
- 乳幼児期などに親子の愛着関係を築くことが難しかった子どもの中には、思春期になって対人関係をうまく築けないなどの不安定さが課題となることのあるとの声が聞かれました。

(5) 子どもの生活状況（基本的な生活習慣）

用語解説 基本的な生活習慣

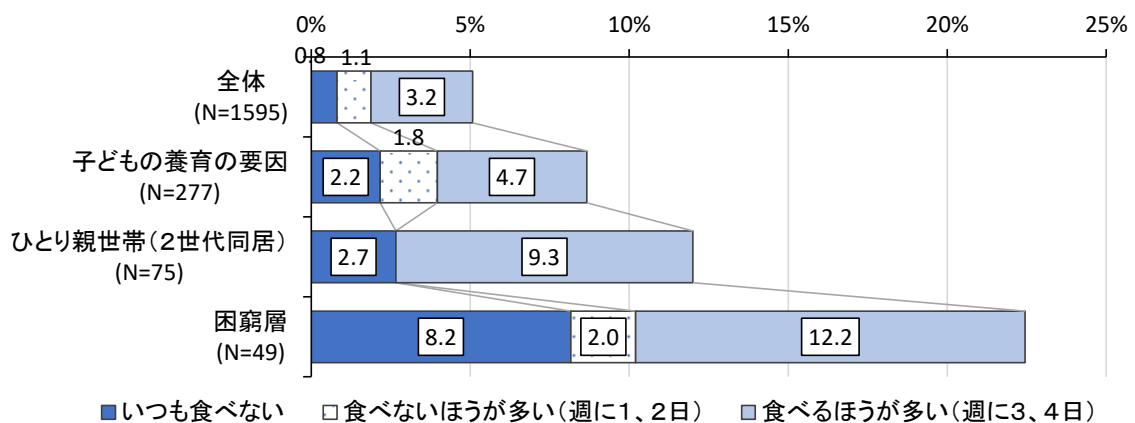
日常的に繰り返される生活に必要な行動を、「基本的な生活習慣」とよび、食事、睡眠、排せつ、衣類の着脱、身の回りを清潔にすることなどを指します。

「基本的な生活習慣」の形成は、就学前の時期である幼児期に身に付ける発達課題とされており、自分のことを自分でしようとする気持ちが芽生え、自立心や、自律性が育まれていくとされています。

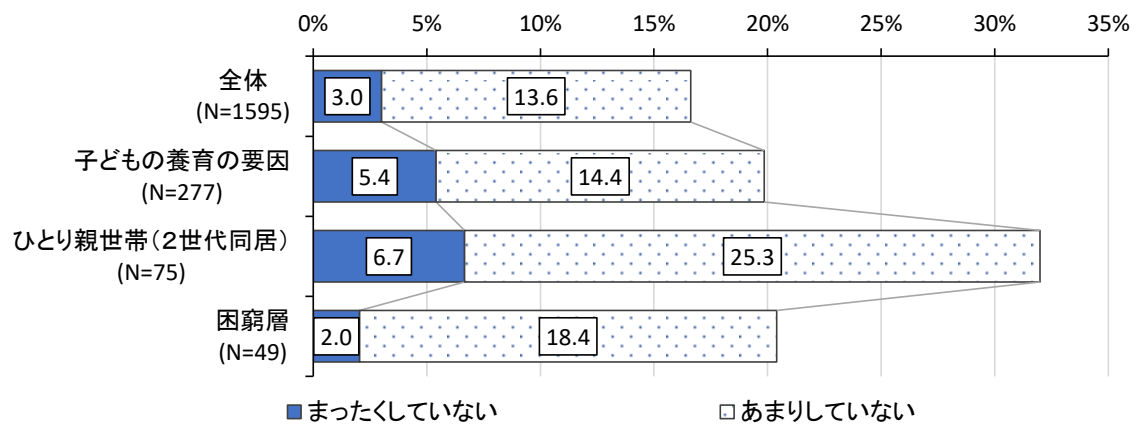
保育所保育指針解説（平成30年2月）では、「基本的な生活習慣や態度を身に付けることは、子どもが自分の生活を律し、主体的に生きる基礎となる」とされています。

- 朝食を毎日食べない小学5年生の割合は、困窮層で2割超、ひとり親世帯（2世代同居）で1割超となっています。
- 毎日同じくらいの時間に寝ていない小学5年生の割合は、ひとり親世帯（2世代同居）で3割超となっています。

図表2-3-5-1 朝ごはんを食べる頻度（毎日食べない割合・小学5年生）

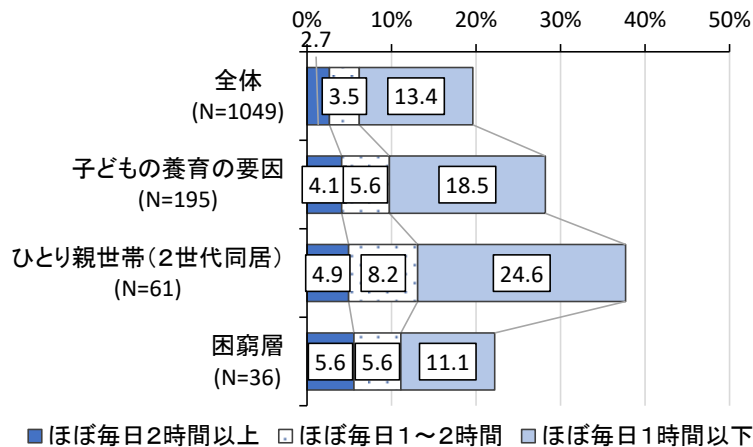


図表2-3-5-2 毎日同じくらいの時間に寝ていない割合(小学5年生)

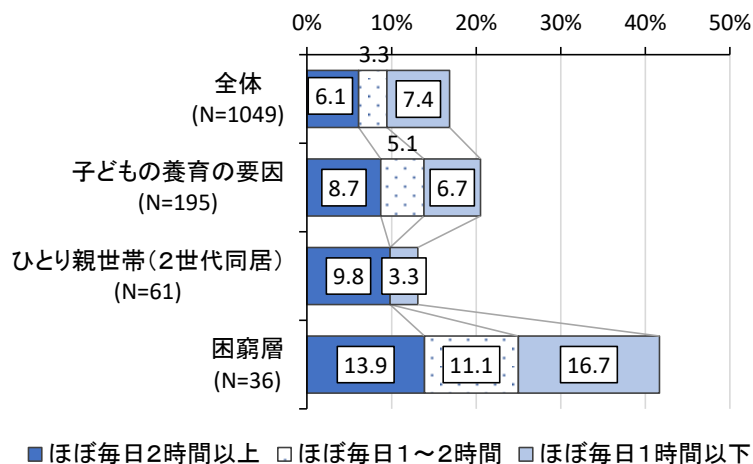


- ひとり親世帯(2世代同居)の小学5年生では、ほぼ毎日家事をする割合、きょうだいなどの世話をする割合は約4割となっています。困窮層の小学5年生では、ほぼ毎日きょうだいなどの世話をする割合は約4割となっています。

図表2-3-5-3 毎日家事(食事作りや掃除、洗濯など)をする割合(小学5年生)



図表2-3-5-4 毎日きょうだいなどの世話をする割合(小学5年生)



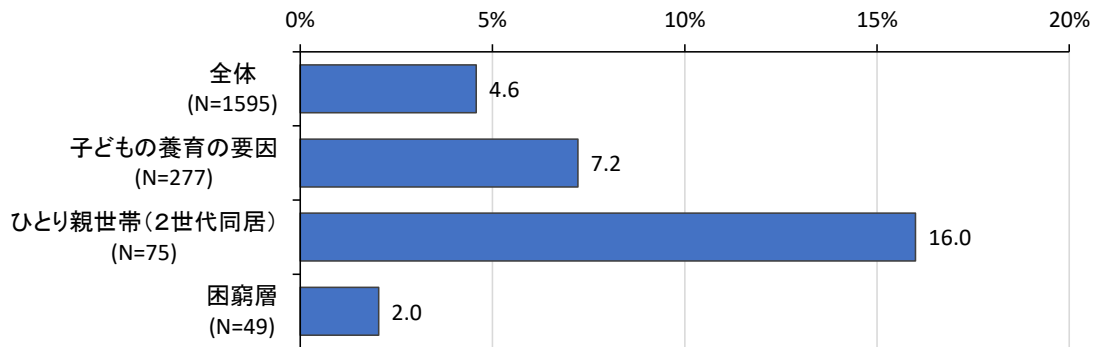
ヒアリング調査

- 子どもの朝食や睡眠、入浴や歯磨きなど、基本的な生活習慣が整わない子どもが増加傾向にあります。保護者の障がいや疾病、大人的生活リズムの乱れなど、保護者の生活状況の影響を子どもが受けていると指摘されています。
- 子どもの基本的な生活習慣が整わないことから、不登園・不登校、学習習慣の形成等に影響を与えることがあります。
- 個別事例では、保護者が夜間の仕事などで家庭を不在にしがちな家庭で、子どもが家事やきょうだいなど家族の世話を担う、いわゆるヤングケアラーの事例が把握されました。

(6) 子どもの居場所

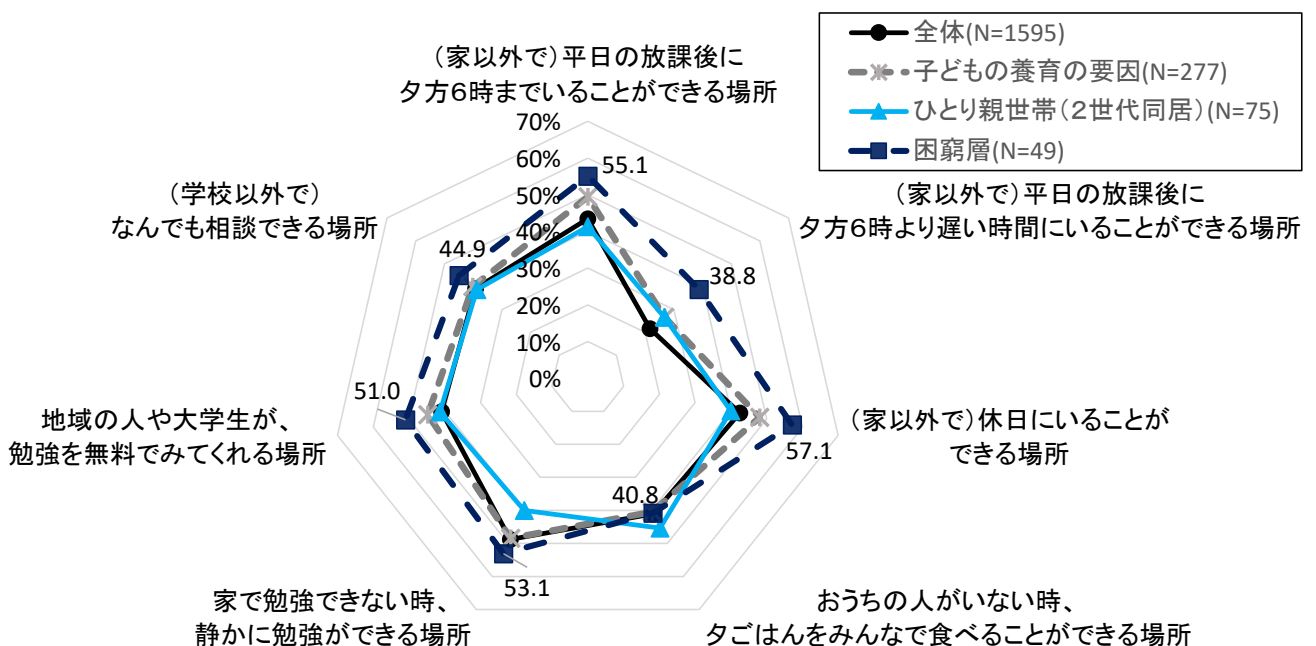
- ひとり親世帯（2世代同居）の小学5年生の6人に1人が平日の放課後をひとりで過ごしています。

図表2-3-6-1 平日の放課後をひとりで過ごす割合（小学5年生）



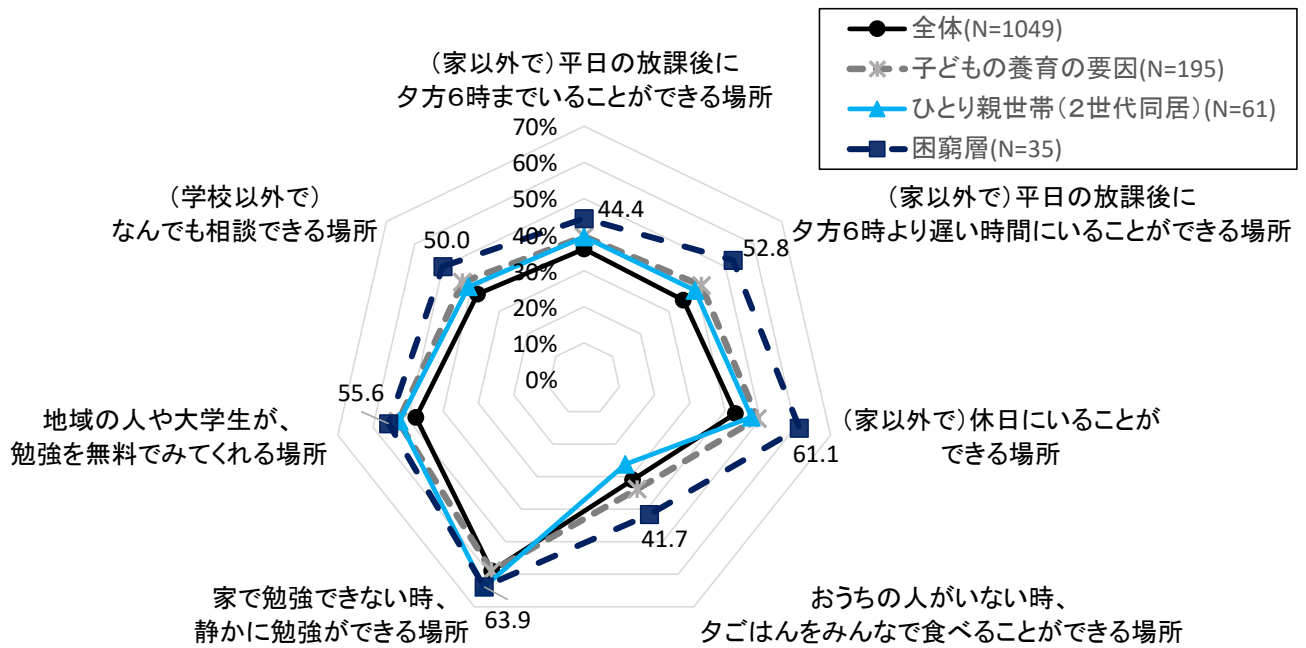
- 子どもの居場所等に対する要望は、小学5年生、中学2年生ともに、全体では静かに勉強が出来る場所のニーズが高い傾向にあります。
- 困窮層の子どもでは、静かに勉強が出来る場所に加えて、放課後の居場所、休日の居場所、無料の学習支援に対するニーズも高い傾向にあります。

図表2-3-6-2 小学5年生の居場所等へのニーズ



※数値は、困窮層の「使ってみたい」「興味がある」を合計した割合

図表2-3-6-3 中学2年生の居場所等へのニーズ



※数値は困窮層の「使ってみたい」「興味がある」を合計した割合

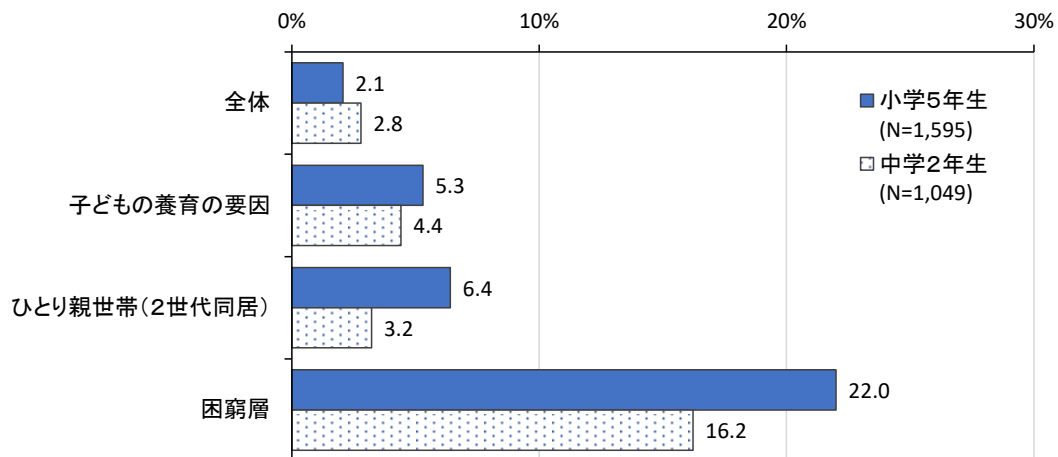
ヒアリング調査

- 放課後の居場所がない小学校高学年の子どもや、経済的な理由から放課後にひとりで過ごす低学年の子どもが少なからず存在するため、経済的な困窮を抱える世帯の子どもを含めて、放課後や小学校の長期休み中の居場所を利用できる仕組みが市域に広がっていくことが必要だという課題が挙げられました。
- 不登校など学校に通っていない子どもを含め、多様な人と関わる環境や、誰でも受け入れる地域の居場所が求められているとの指摘がありました。

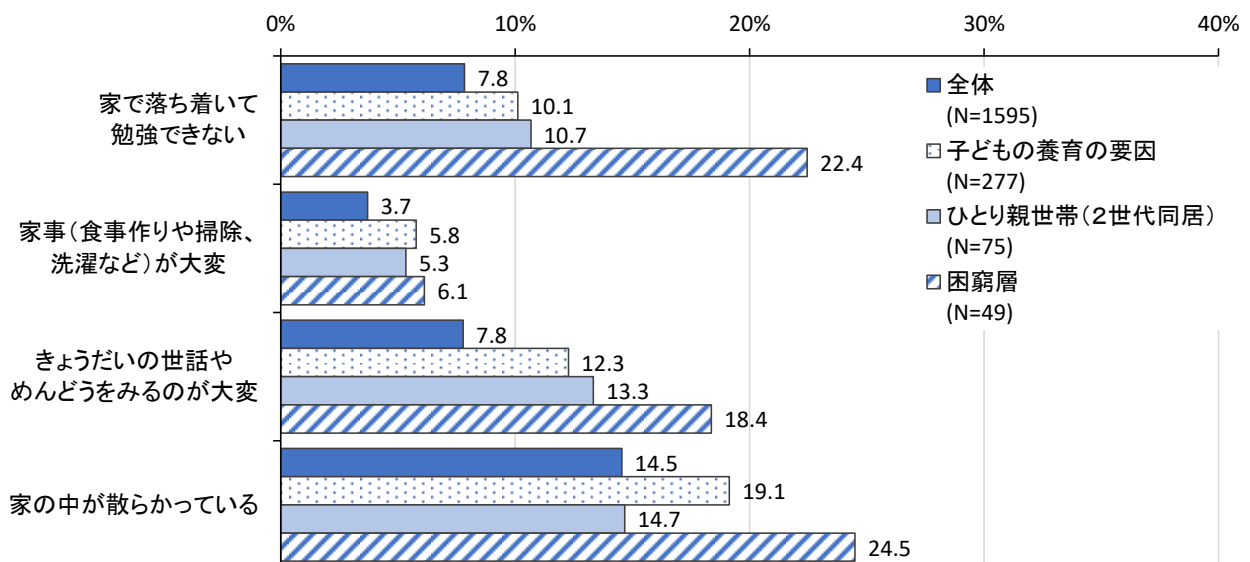
(7) 子どもの学習環境と学習習慣

- 学習環境について、困窮層の小学5年生の保護者の約2割が、経済的な理由で子どもが自宅で学習をすることができる場所がないと回答しました。
- 困窮層の小学5年生の約2割が、家で落ち着いて勉強できないことが家庭で困っていることと回答しました。

図表2-3-7-1 経済的理由で、子どもが自宅で学習をすることができる場所がない割合

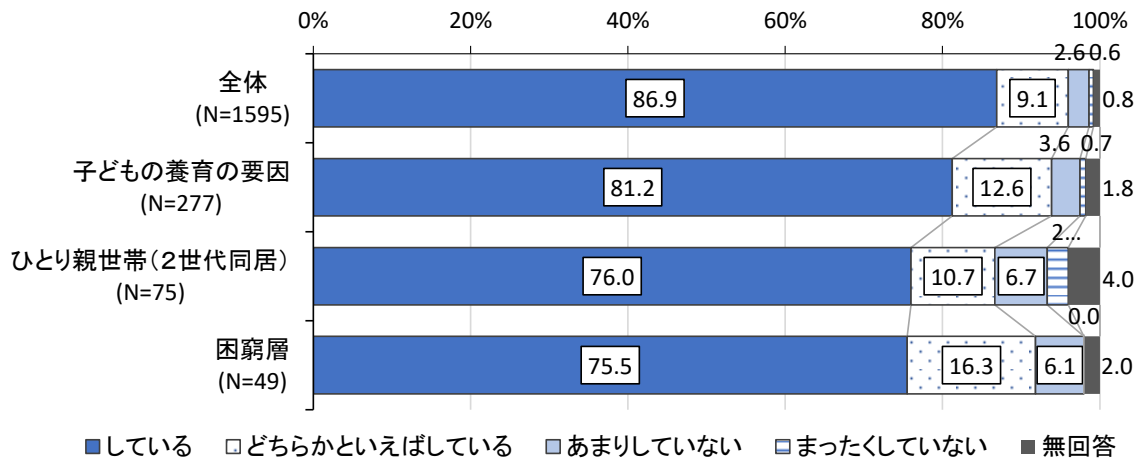


図表2-3-7-2 自分や家族のことなどで、心配なことや困っていること(小学5年生)

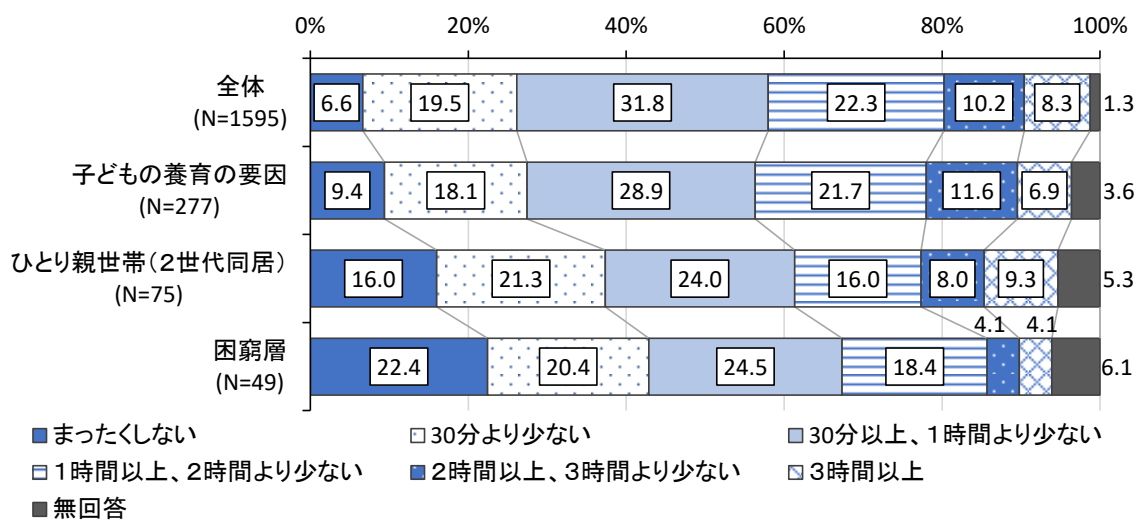


- 学習習慣について、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層に該当する子どもは、学校の宿題をしていると回答した割合がやや低く、学校の授業以外で勉強しないと回答した割合が高い傾向にあります。

図表2-3-7-3 学校の宿題をしている(小学5年生)



図表2-3-7-4 学校の授業以外の平日の勉強時間(小学5年生)



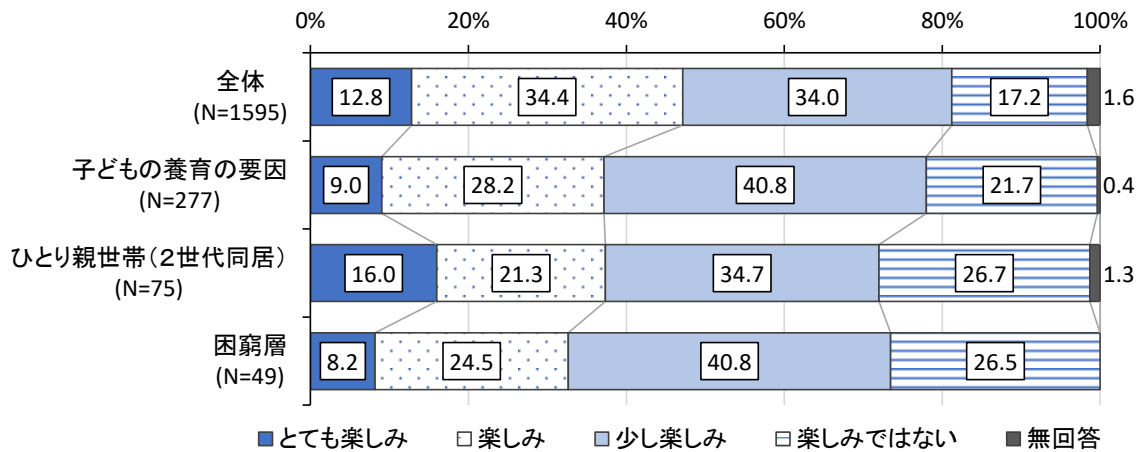
ヒアリング調査

- 学習習慣が身に付いていない子どもの背景に、子どもの学習状況に対する保護者の意識が低い場合があること、学習をできる環境が家がないなどの家庭環境があることがうかがえました。

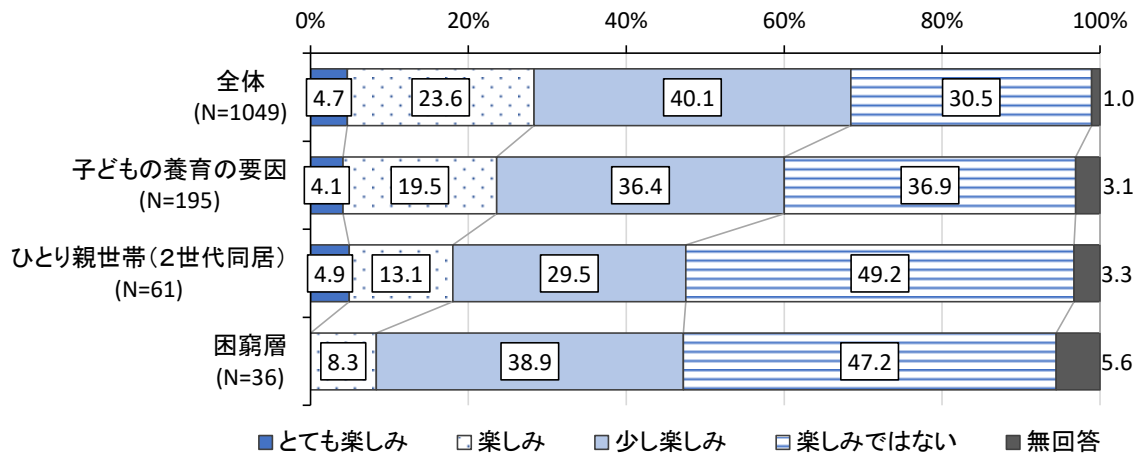
(8) 子どもの学力・学校生活

- ひとり親世帯（2世代同居）と困窮層の子どもは、学校の授業が楽しみではないと回答した割合が、全体と比較して高い傾向にあります。小学5年生と比較して、中学2年生の方が、授業が楽しみでないという割合が高い傾向にあります。

図表2-3-8-1 学校生活(授業)について (小学5年生)

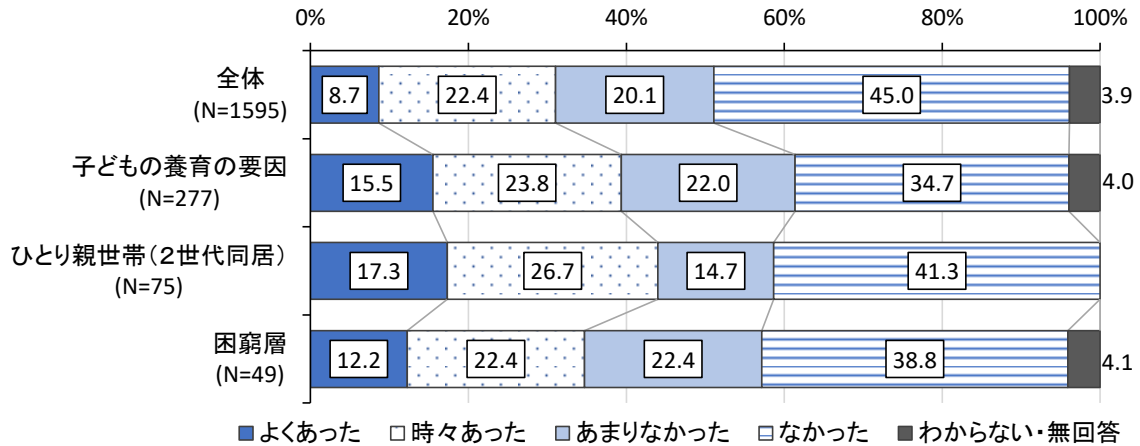


図表2-3-8-2 学校生活(授業)について (中学2年生)

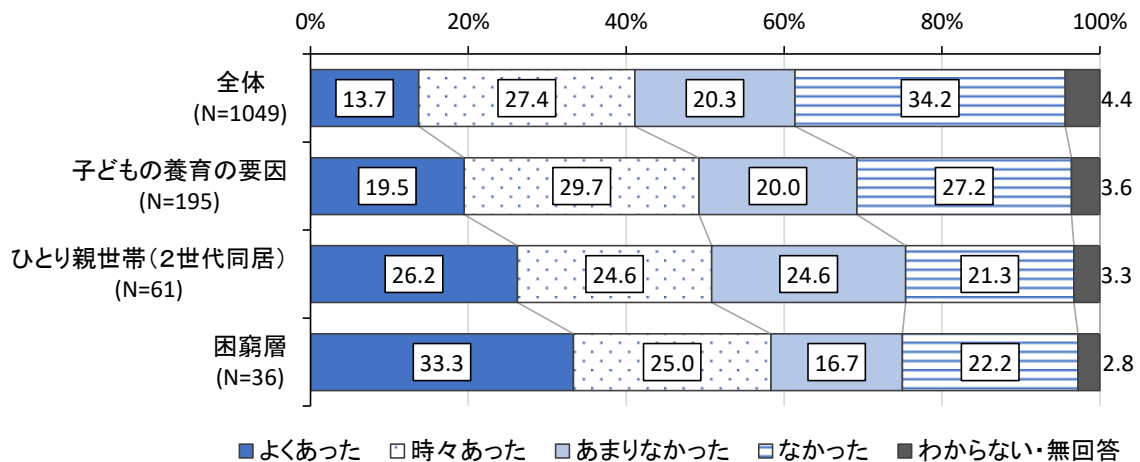


- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の子どもは、学校に行きたくないと思った割合が、全体と比較して高い傾向にあります。
- 中学2年生では、困窮層の約6割、ひとり親世帯（2世代同居）の約5割が、学校に行きたくないと思ったことが「よくあった」「時々あった」と回答しました。

図表2-3-8-3 学校に行きたくないと思ったこと（小学5年生）

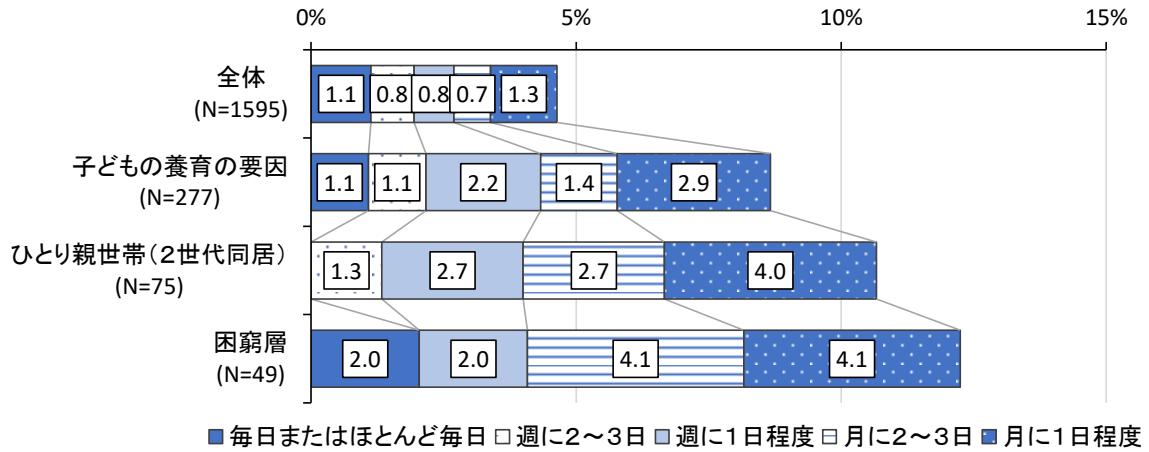


図表2-3-8-4 学校に行きたくないと思ったこと（中学2年生）

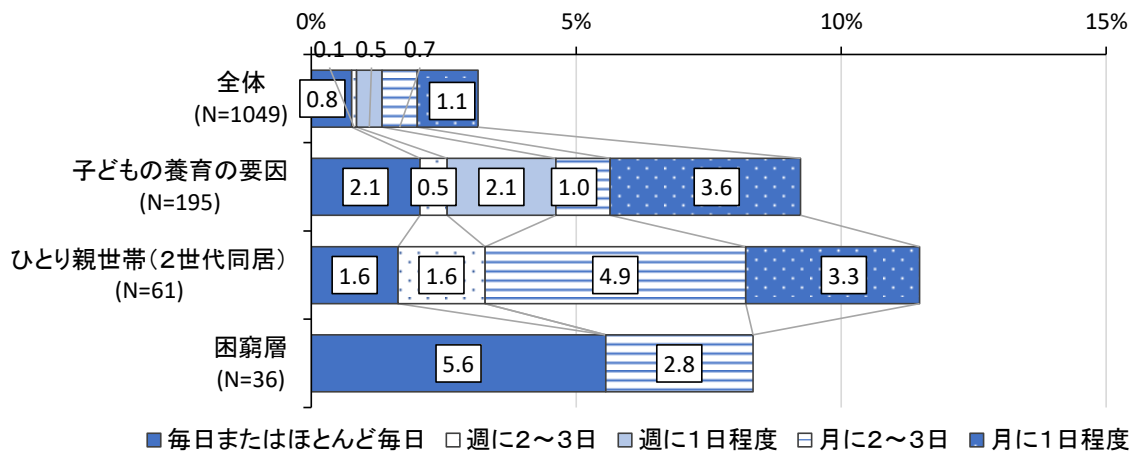


- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の子どもは、月1回以上学校に遅刻することがある割合が、全体と比較して高い傾向にあります。

図表2-3-8-5 学校に遅刻することがある割合（月1回以上・小学5年生）

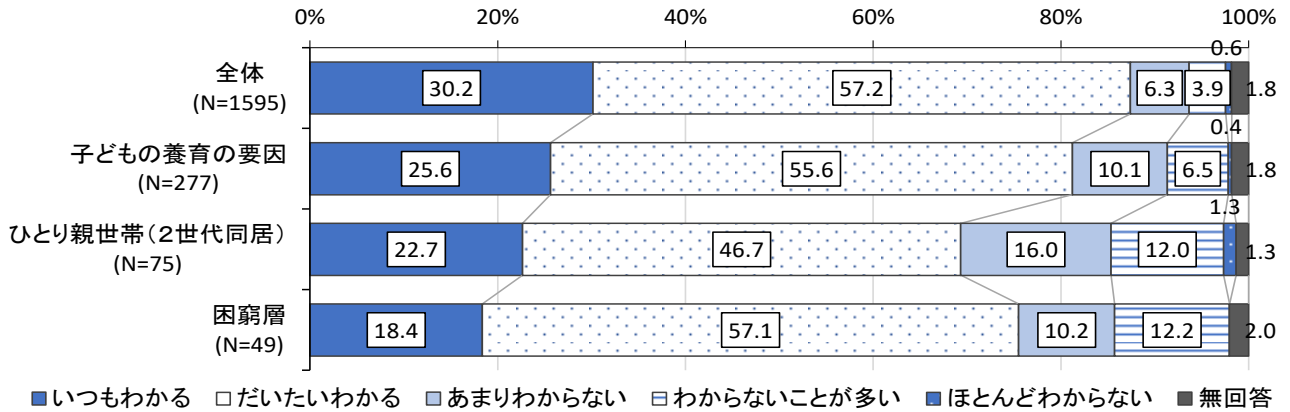


図表2-3-8-6 学校に遅刻することがある割合（月1回以上・中学2年生）

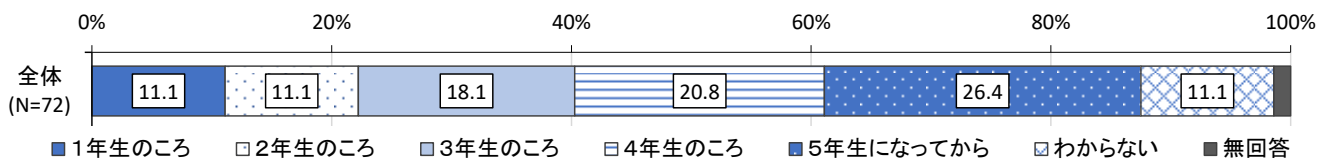


- 学校の授業が「ほとんどわからない」「わからないことが多い」と回答した小学5年生の約4割は、小学校低学年から授業が分からなかったと回答しました。
- 困窮層の中学2年生の約半数が、学校の授業が「あまりわからない」「わからないことが多い」「ほとんどわからない」と回答しました。

図表2-3-8-7 学校の授業がわからないことがあるか(小学5年生)

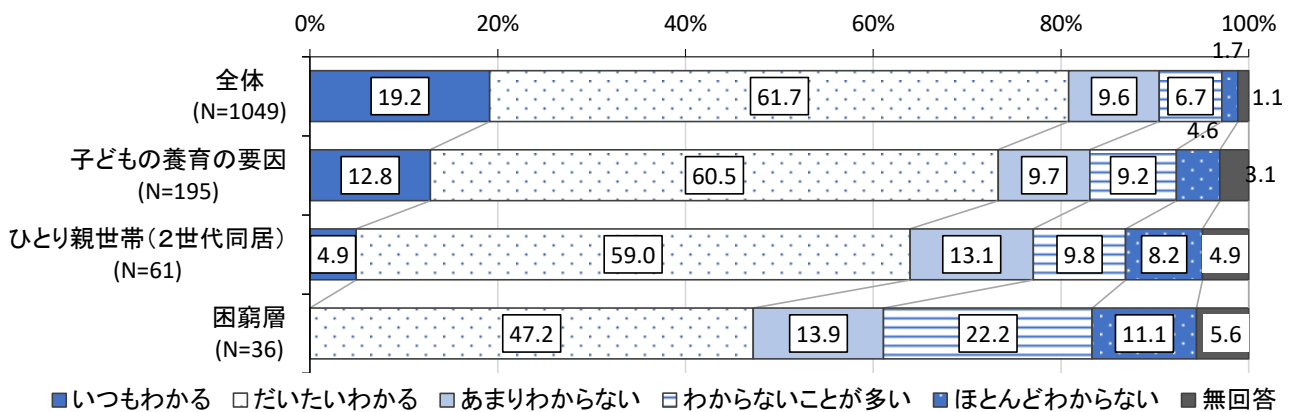


図表2-3-8-8 授業がわからなかった時期(小学5年生)



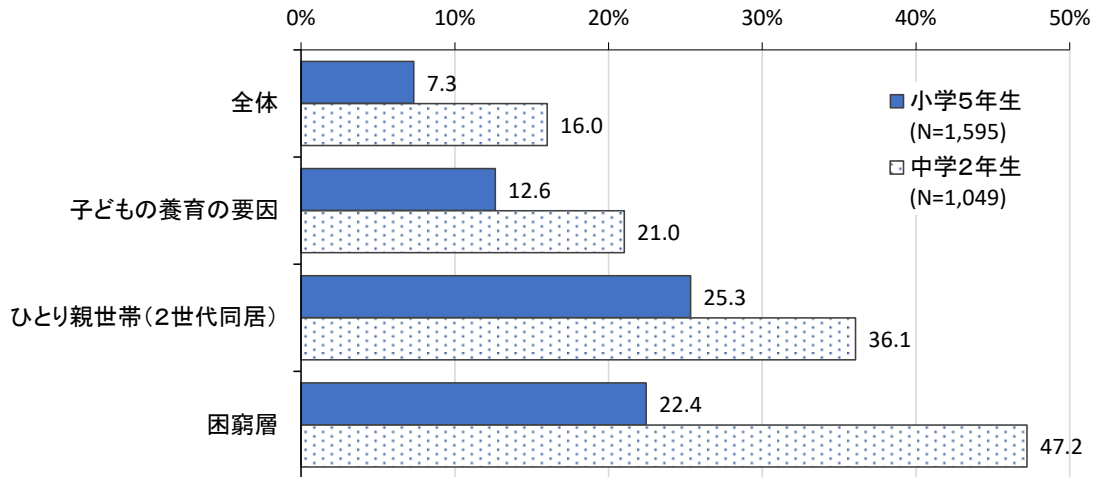
※学校の授業が「ほとんどわからない」「わからないことが多い」と回答した人のみが回答

図表2-3-8-9 学校の授業がわからないことがあるか(中学2年生)



- 困窮層の中学2年生の2人に1人、ひとり親世帯（2世代同居）の中学2年生の3人に1人が、「勉強がよくわからない」ことが心配で困っていると回答しました。

図表2-3-8-10 学校で困っていること — 勉強がよくわからない



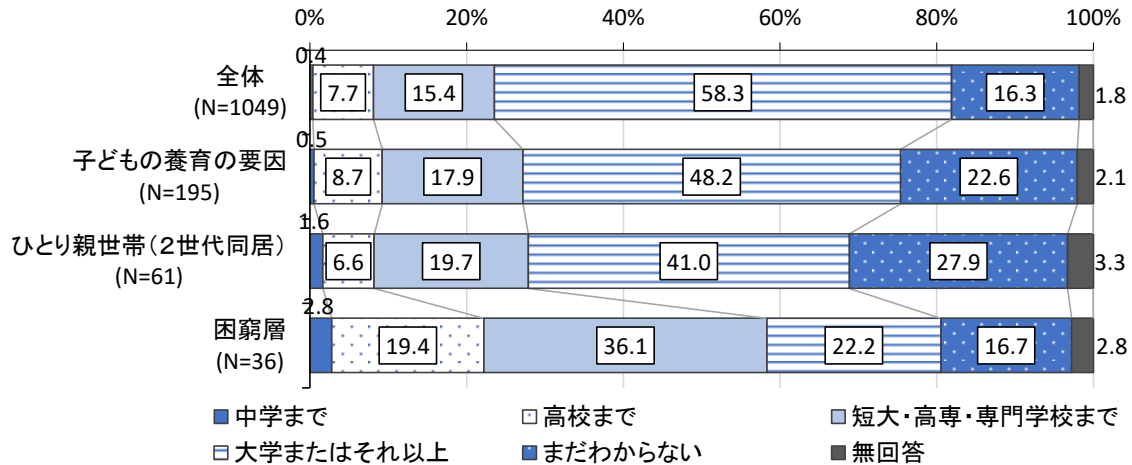
ヒアリング調査

- 学齢期の子どもで、体調不良を訴えたり、教室に入れないなどの登校をしづる子どもが増加しているとの指摘がありました。
- 登校できない子どもの中には、幼いきょうだいの世話、精神疾患や疾病を持つ親の看病、外国籍の親の付き添いなど、家族の事情が背景にある事例が把握されました。
- 個別事例の中で、学習状況に遅れがある子どもの背景に、未就園で小学校に入学した例、保護者が学習状況に対する関心が低い例、ネグレクト傾向がある例、学習ができる環境が家庭にない例などが把握されました。

(9) 子どもの進路・将来展望

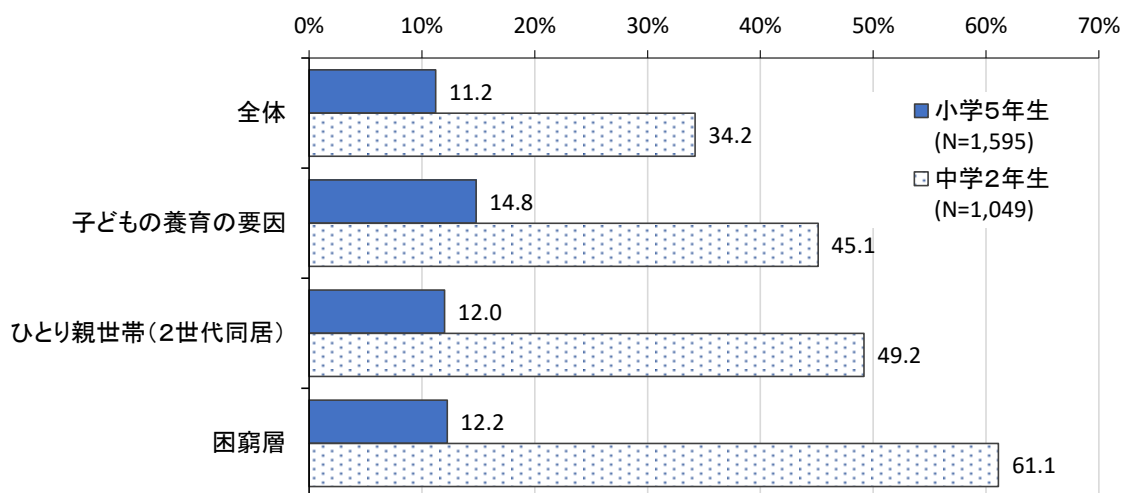
- 困窮層の中学2年生が「大卒又はそれ以上」の進路を希望する割合は約2割で、全体の約6割と比較して低い傾向にあります。

図表2-3-9-1 将来、どの段階まで進学したいか(中学2年生)



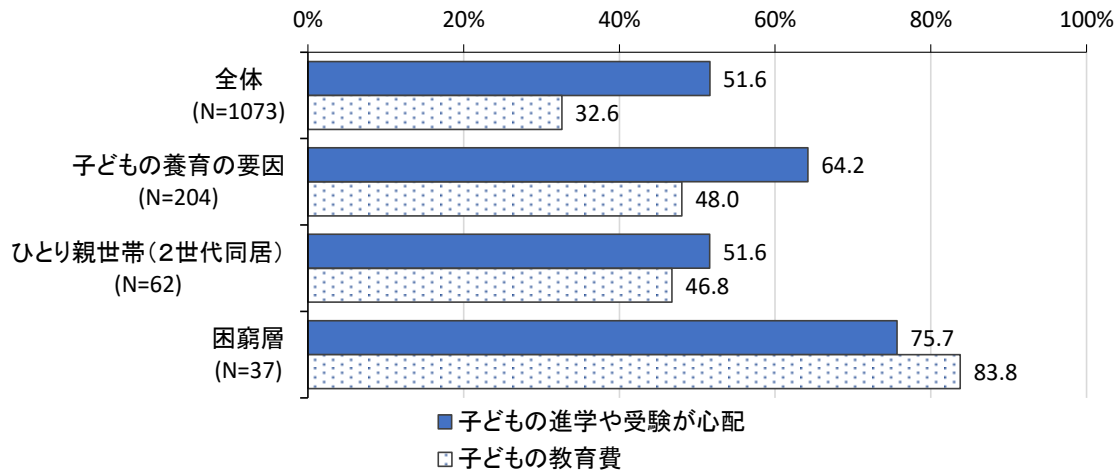
- 困窮層の中学2年生の6割、子どもの養育の要因層とひとり親世帯(2世代同居)の中学2年生の約半分以上が、将来(進路)のことが不安と回答しました。

図表2-3-9-2 学校のことで困っていること — 将来(進路)のことが不安



- 困窮層の中学2年生の保護者の8割前後が、「子どもの教育費」、「子どもの進学や受験が心配」を子育てに関する悩みごとだと回答しました。

図表2-3-9-3 子育てに関する悩みごと(中学2年生保護者)



ヒアリング調査

- 個別事例では、中学卒業や高校中退の学歴を持つ保護者の中に、不登校、若年出産、外国籍であるなどの背景があることが把握されました。
- 生活保護受給世帯の子どもなど、働いて自立するというロールモデルが身近に少ない環境におかれている子どもが存在します。子どもが成長した先の見通しを持てるロールモデルのような存在とつながりをつくることが課題として挙げられました。
- 生活保護受給世帯の子どもが、大学等に進学する場合、「世帯分離」の問題や、奨学金の返済という将来の大きな負担が残るため、進路支援をするうえで大きな課題となっています。
- 児童養護施設にいる子どもが、高校の中退、大学等への進学、自立をする場面で、生活面、精神面、金銭面で大きな苦勞をすることがあり課題となっています。

(10) 子どもの自己肯定感

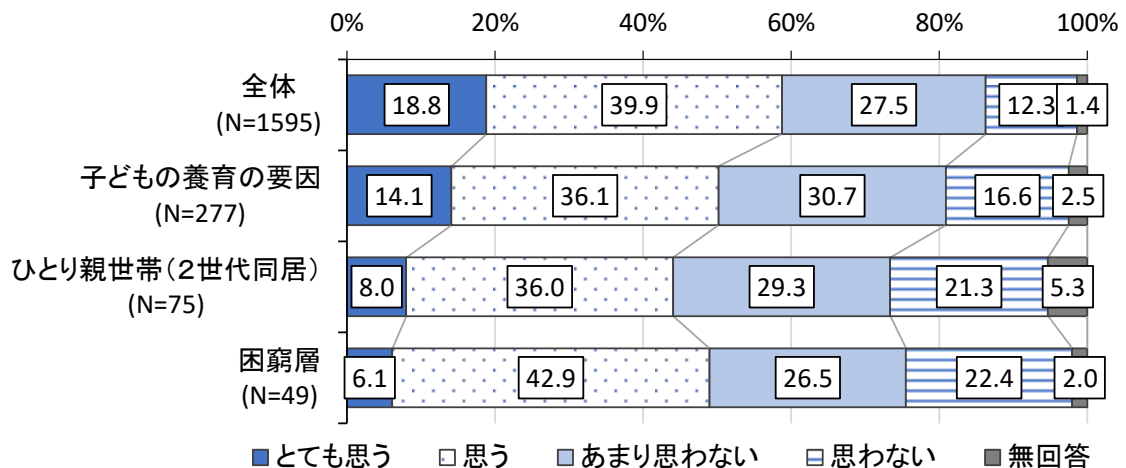
用語解説 自己肯定感

教育再生実行会議の第十次提言「自己肯定感を高め、自らの手で未来を切り拓く子供を育む教育の実現に向けた、学校、家庭、地域の教育力の向上」(平成29年6月)によると、自己肯定感はこの二つの側面から捉えられるとされています。

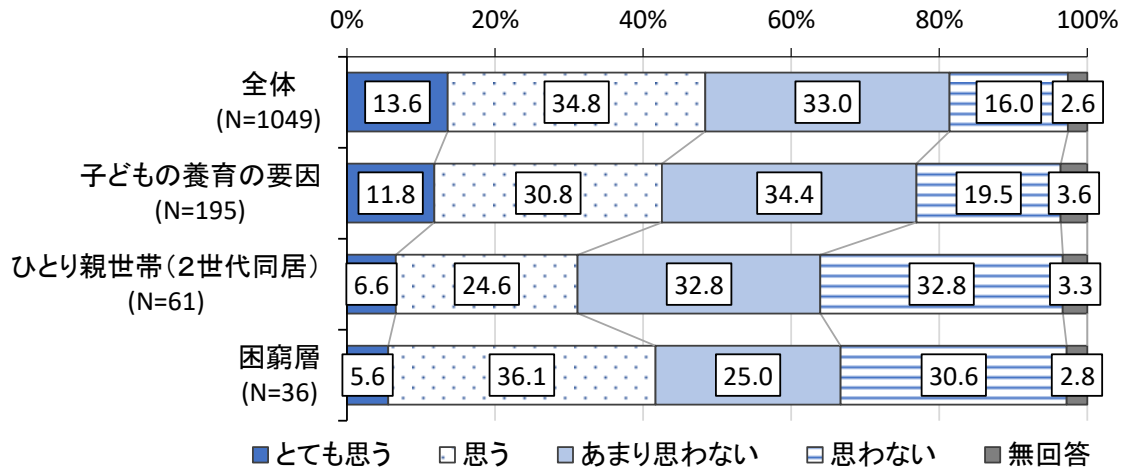
- ① 勉強やスポーツ等を通じて他者と競い合うなど、自らの力の向上に向けて努力することで得られる達成感や他者からの評価等を通じて育まれる自己肯定感
- ② 自らのアイデンティティに目を向け、自分の長所のみならず短所を含めた自分らしさや個性を冷静に受け止めることで身に付けられる自己肯定感

- ひとり親世帯(2世代同居)、困窮層の子どもは、「自分のことが好きだ」と思わない割合が全体と比較して高い傾向にあります。
- ひとり親世帯(2世代同居)の子どもが、自分は価値のある人間だとは思わないと回答した割合は、全体と比較して高い傾向にあります。

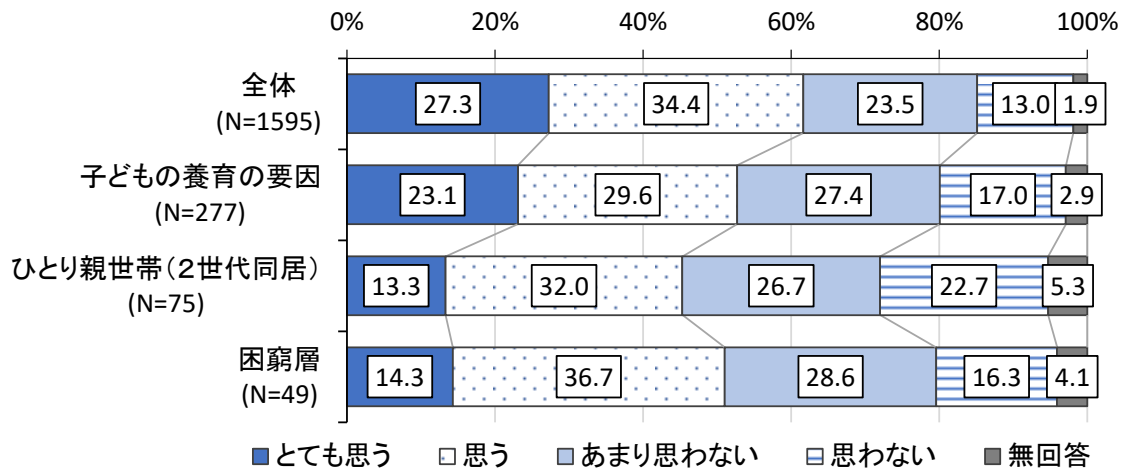
図表2-3-10-1 自分のことが好きだ(小学5年生)



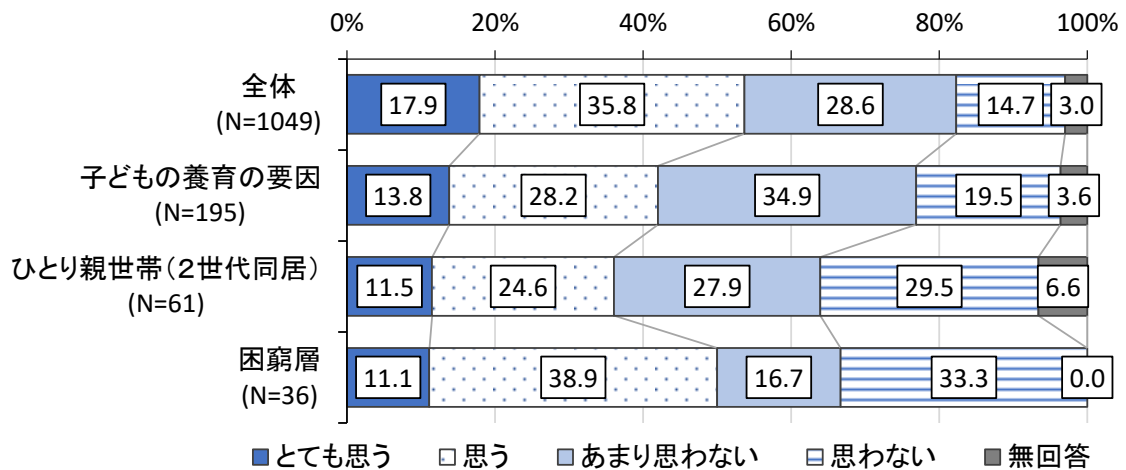
図表2-3-10-2 自分のことが好きだ(中学2年生)



図表2-3-10-3 自分は価値のある人間だと思う(小学5年生)



図表2-3-10-4 自分は価値のある人間だと思う(中学2年生)



ヒアリング調査 かかわりを通じた子ども・若者の変化

支援者とのヒアリングの中で、子どもに寄り添う、受け止める、共感する、認めるというような関わりを繰り返す中で、子どもたちの変化が見られたという事例が複数把握されました。

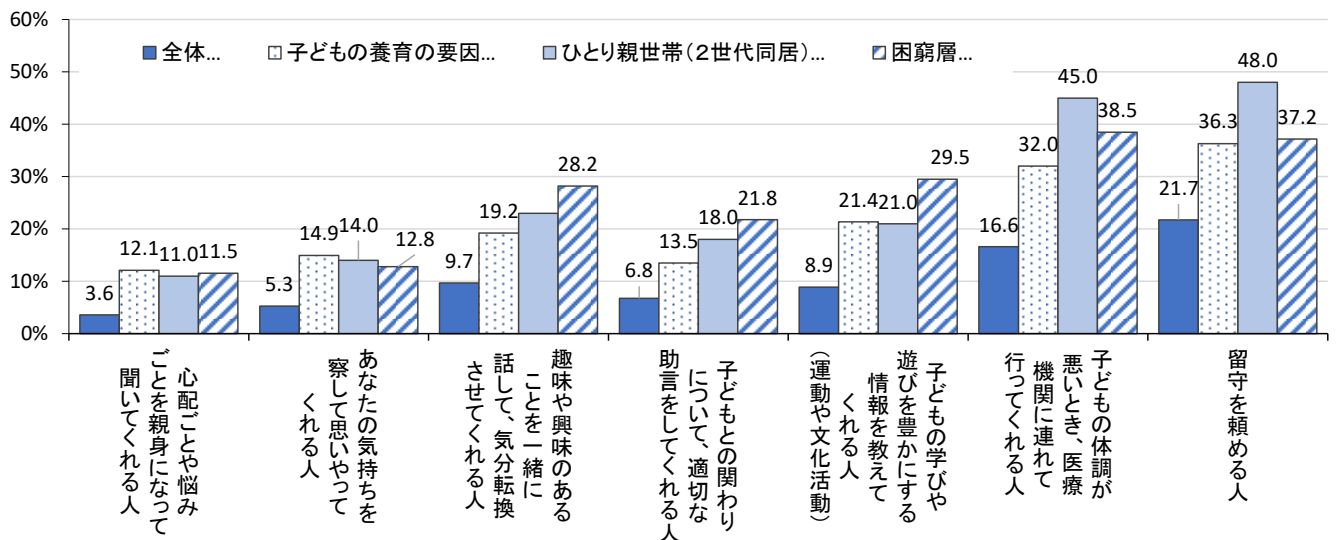
- 子どもたちのありのままを受けとめて寄り添うようにスタッフが接し方を変えて、子どもが少しずつ色々なことを話してくれるようになり変化した。居場所に来たときの挨拶、食事のときの挨拶、手洗い、風呂に入って清潔を保つなど、基本的な生活習慣の部分ができるようになった。
- 子どもたちの自己肯定感を高めるような声かけ、関わりを心がけた。具体的には、黙って子どもの話を聞く、否定をしないでまず肯定から入る、見守る、見届けるといった関わりなど。少し自信が持てるようになったのか、不登校だったが、中学校に通うようになった。
- 「自分を大切に思ってくれる大人の存在」「頼ってよいと思える大人の存在」を認知できると、毎日の生活の営みのなかで、少しずつ子どもたちが変わっていく。子どもに対し、もっと共感する、認める、たくさん褒めるなどを毎日繰り返し、関わり続けることが、子どもの変化につながっていく。

(11) 社会的孤立・支援につながらない

① 保護者の状況

- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の保護者は、全体と比較して、支え手伝ってくれる人がいない割合が高い傾向にあります。

図表2-3-11-1 同居家族を含め、支え手伝ってくれる人が「いない」と回答した割合
(5歳児保護者)



ヒアリング調査

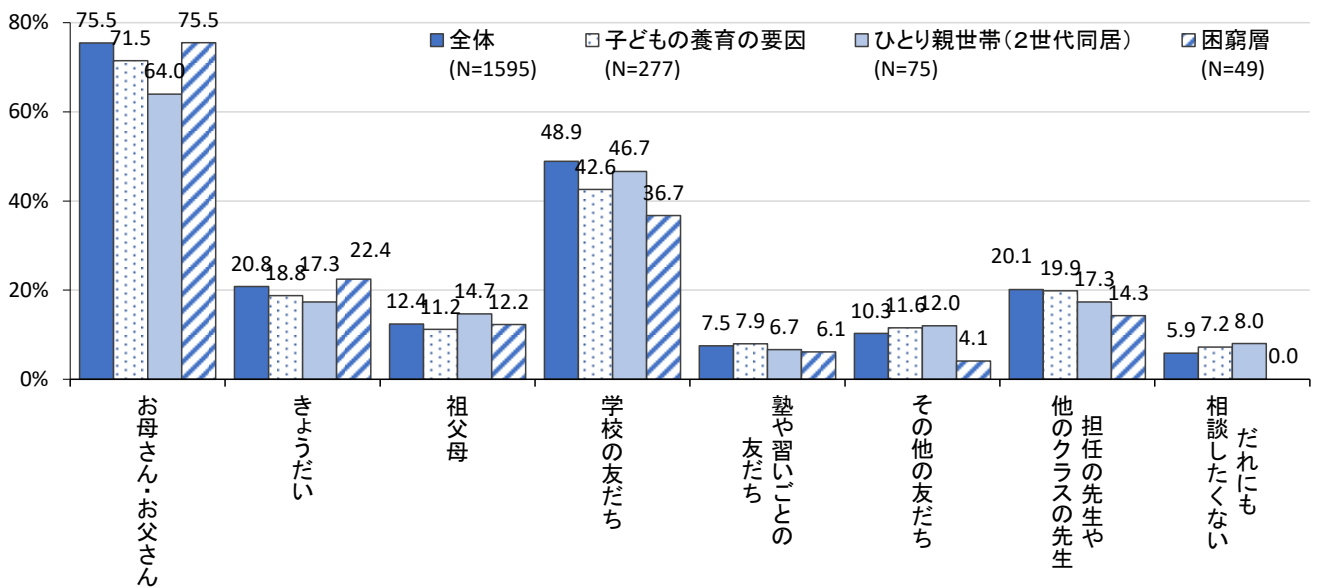
- 個別事例の保護者に、周囲とのコミュニケーションや人間関係の構築が苦手、実の親やきょうだいとの関係が希薄など、身近に相談できる人や頼れる人が少ない傾向がみられました。一部に、保護者が過去に実の親から虐待を受けた等の背景があり、関係が疎遠となった事例が把握されました。
- 保護者が発達障がいや精神疾患等を抱えているケースで、コミュニケーションが苦痛で、人と話をしたくないということを周りに分かってもらえない苦しさがあることが当事者からの訴えとして挙げられました。
- 自分からは「SOS」を出さない、相談に行く余裕がない、対人関係が苦手、保護者が支援が必要だと思っていない等、保護者からの「援助希求行動」がないことがあり支援につながらないことが課題として挙げられました。
- 子どもや子育て家庭が課題を抱えていることが外見など外側から見えにくいこと、近隣とのつながりが希薄で世帯が孤立していること、支援者間に個人情報への壁があること、転出入が増えており状況の把握が難しいことなどにより、早期発見が困難

で必要な支援につながらないとの指摘がありました。

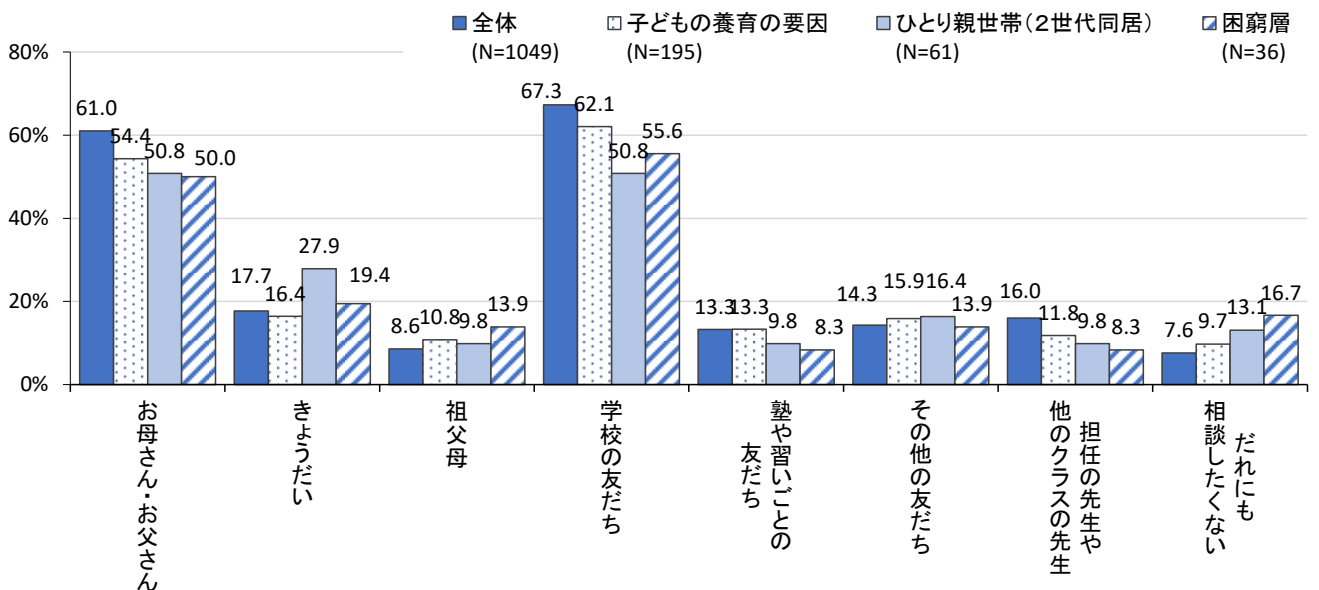
② 子どもの状況

- ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の中学2年生は、誰にも相談したくないと回答した割合が相対的に高い傾向にあります。
- また、悩みがあっても大人に上手く相談できない割合も高い傾向がみられました。

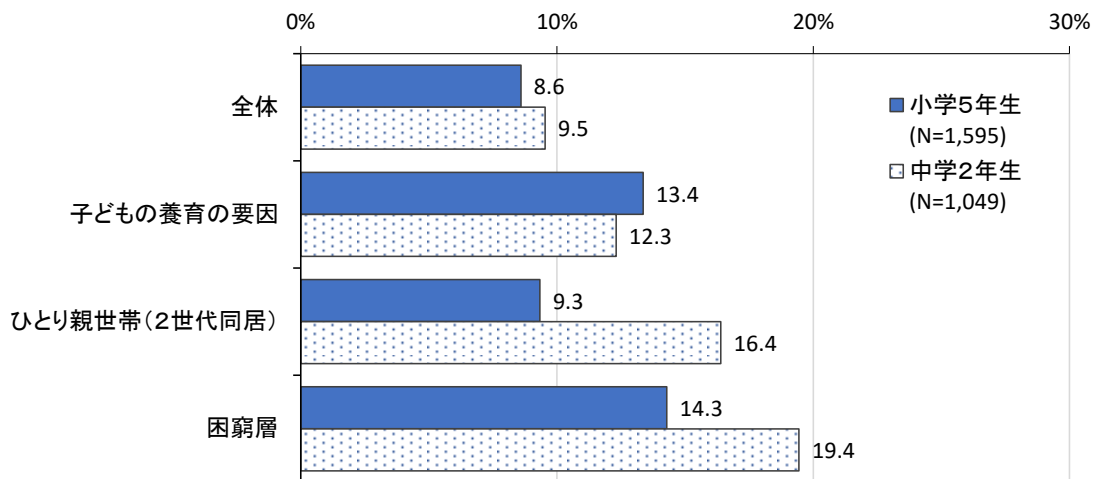
図表2-3-11-2 いやなことや悩んでいることがあるとき、だれかに相談するか(小学5年生)



図表2-3-11-3 いやなことや悩んでいることがあるとき、だれかに相談するか(中学2年生)



図表2-3-11-4 学校のことによって困っていること—悩みがあっても大人の人にうまく相談できない



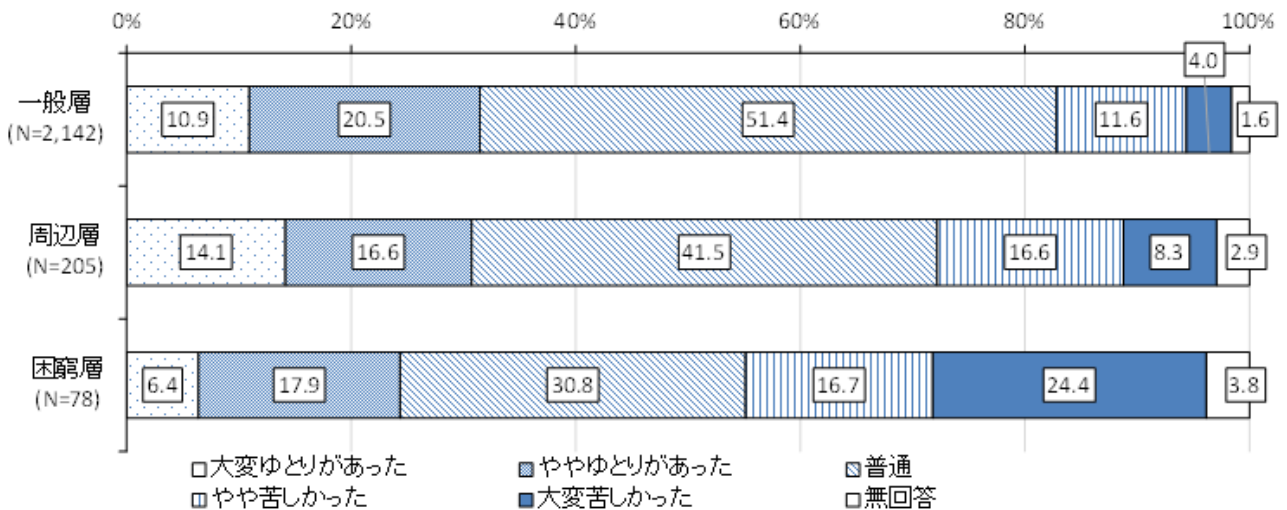
ヒアリング調査

- ヒアリング調査では、個別事例の子どもの中には、集団行動が苦手な傾向、自分の感情を上手く表現できないなど、周囲との人間関係がうまく築けないという課題がみられました。
- 子どもが自ら周囲に対して SOS を出してもよいと思える場や、信頼できる大人とのつながりが、子どもの身近にあることが重要との指摘がありました。

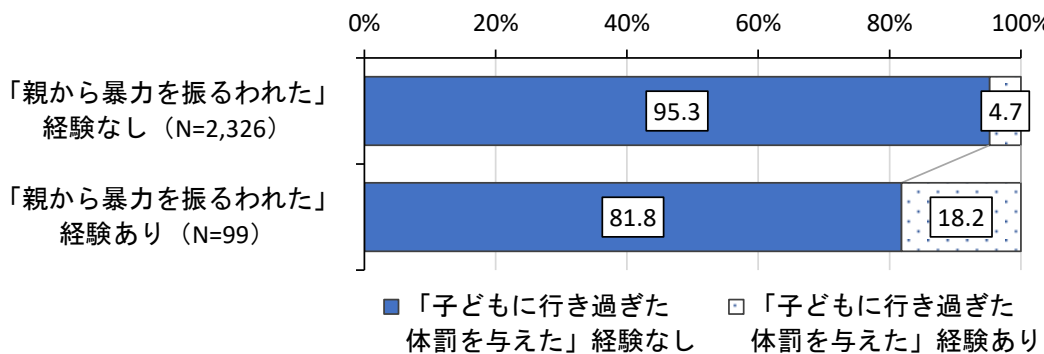
(12) 困難の世代間連鎖

- 保護者自身の子どもの頃の困難経験のうち、経済的困窮、親からの暴力（行き過ぎた体罰）、ネグレクト、離婚経験について、保護者が子どもが生まれた後に経験したと回答した割合が相対的に高い傾向がみられました。

図表2-3-12-1 保護者が15歳の頃の暮らしの状況(5歳児保護者)



図表2-3-12-2 親からの暴力と、子どもへの行き過ぎた体罰の経験(5歳児保護者)



ヒアリング調査

- 子どもに食事や清潔など適切な養育をしていない「ネグレクト（育児放棄）」がある例は支援が長引くことが多いという指摘がありました。
- 実父母からネグレクト等の虐待を受けて育った事例で、保護者自身が「どのように子育てをしたらよいか分からない」など、適切な子どもの養育をすることが難しい場合があることが把握されました。

4. 実態調査から把握した現状と課題のまとめ

(1) 実態調査から把握した各領域の課題の概要

① 保護者・子どもの心身の健康

(ア) 保護者の状況

- 困難を抱える保護者は、心身の健康状態がよくない傾向があり、特にうつ傾向や自殺念慮の経験が高い傾向がみられました。うつ傾向のある保護者は、子どもの頃に親からの虐待や、配偶者からのDVを受けた経験、子どもへの育児放棄や体罰、虐待の経験を回答した割合が高い傾向にあります。
- ヒアリングの個別事例では、保護者等の家族が、重い疾病、精神疾患（疑い含む）、発達障がい（疑い含む）、知的障がいや身体障がいを抱える例が多く挙げられました。
- 保護者に精神疾患がある場合に、安定的な就労が困難になり、無業や非正規就労となることで低所得につながっている事例が把握されました。また、保護者の精神疾患等の影響等から朝起床することが出来ず、子どもの生活習慣が整わない、登園や登校に影響が出ている事例が把握されました。

(イ) 子どもの状況

- 困窮層の中学2年生で、健康状態がよくないと回答した割合が相対的に高い傾向にありました。
- 子どもに治療していない虫歯がある割合は、困窮層や子どもの養育の要因層で相対的に高い傾向にあります。
- 子どもの発達に関して医師の診断を受けたことがある割合は、子どもの養育の要因層や、ひとり親世帯（2世代同居）で相対的に高い傾向にあります。

② 保護者の就労状況

- 困窮層の保護者は、父親、母親ともに常勤・正規職員の割合が低い傾向があります。
- 5歳児を持つひとり親世帯（2世代同居）の母親の9割が働いており、そのうち週30時間以上働く割合は約8割で、全体の5割と比較して高い割合となっています。
- ヒアリングの個別事例の保護者に、非正規就労でダブルワークや深夜勤務、職を転々とするなど、不安定な就労状況や無業の状況がみられました。

③ 家計のひっ迫と子どもへの影響

- 困窮層の保護者の9割超が暮し向きが苦しいと回答しており、困窮層の7割が急な出費のための貯金がないと回答しました。
- 家族が必要とする食料を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と困窮層の4割超が回答しました。衣類を買えない経験が「よくあった」「ときどきあった」と困窮層の6割が回答しました。
- 困窮層では、経済的な理由で習い事や学習塾に通わせることができない割合が高く、「子どもの教育費」が悩みと回答した割合は7割にのぼっています。
- 困窮層の中学生の4割が「家にお金がない」ことが悩みで、「家にお金がない」ことが悩みと回答した中学生は、大学への進学を希望する割合が低い傾向があります。子育て世帯の生活の困窮や家計の逼迫が、子どもの生活状況や育ちに影響を与えていると言えます。
- ヒアリングの個別事例では、保護者が働いていても所得が低く、家賃や公共料金の支払いが厳しいなど生活困窮の状態（いわゆるワーキングプアの状態）にある世帯が把握されました。
- 支援者からは、生活保護制度などの公的制度を利用していない非課税世帯、世帯収入はあるが生活困窮しているような、公的支援制度の枠外にいる世帯が、非常に厳しい状況にあると指摘されています。

④ 親と子の愛着関係・基本的信頼感

(ア) 保護者の状況

- 困難を抱える保護者は、DVを受けた経験、虐待やネグレクトをした経験を回答した傾向が高くなっています。
- ヒアリング調査では、市全体として、生活に余裕のない保護者が増え、親子のふれあいや関わりが希薄になっていると指摘されました。
- 実の親やきょうだい等、家族との関係が希薄であるか関係が切れており、身近に頼れる人がいないという保護者が一定数存在することが把握されました。

(イ) 子どもの状況

- 困窮層の子どもに、家族間の仲がよくないことを悩みと回答した割合が高い傾向があります。
- 個別事例の気がかりな子どもの背景に、親との愛着形成に課題がみられるなど、親子の関係性に課題を抱える傾向がみられました。

- 乳幼児期などに親子の愛着関係を築くことが難しかった子どもの中には、思春期になって対人関係をうまく築けないなどの不安定さが課題となることがあるとの声が聞かれました。

⑤ 子どもの基本的な生活習慣

- 困難を抱える子どもは、朝食を毎日食べない、毎日同じ時間に寝ていないなど、生活習慣が整っていない傾向がみられました。
- 子どもの朝食や睡眠、入浴や歯磨きなど、基本的な生活習慣が整わない子どもが増加傾向にあります。保護者の障がいや疾病、大人的生活リズムの乱れなど、保護者の生活状況の影響を子どもが受けていると指摘されています。
- 子どもの基本的な生活習慣が整わないことから、不登園・不登校、学習習慣の形成等に影響を与えることがあります。ヒアリングでは、保護者が夜間の仕事などで家庭を不在にしがちな家庭では、子どもが家事やきょうだいなど家族の世話を担う、いわゆるヤングケアラーの事例が把握されました。

⑥ 子どもの居場所

- ひとり親世帯（2世代同居）の小学5年生の6人に1人が平日の放課後をひとりで過ごしているなど、放課後の居場所がない小学校高学年の子どもや、経済的な理由から放課後にひとりで過ごす低学年の子どもが少なからず存在します。経済的な困窮を抱える世帯の子どもを含めて、放課後の居場所を利用できる仕組みが市域に広がっていくことが求められています。
- 子どもの居場所等に対する要望は、小学5年生、中学2年生ともに、全体では静かに勉強が出来る場所のニーズが高い傾向にあります。困窮層の子どもでは、静かに勉強が出来る場所に加えて、放課後の居場所、休日の居場所、無料の学習支援に対するニーズも高い傾向にあります。
- ヒアリング調査では、不登校など学校に通っていない子どもを含め、多様な人と関わる環境や、誰でも受け入れる地域の居場所が求められているとの指摘がありました。

⑦ 子どもの学習環境と学習習慣

- 学習環境について、困窮層の小学5年生の保護者の約2割が、経済的な理由で子どもが自宅で学習をすることが出来る場所がないと回答しました。困窮層の小学5年生の約2割が、家で落ち着いて勉強できないことが家庭での困りごとだと回答しました。

- 学習習慣について、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層に該当する子どもは、学校の宿題をしていると回答した割合がやや低く、学校の授業以外で勉強しないと回答した割合が高い傾向にあります。
- ヒアリング調査では、学習習慣が身に付いていない子どもの背景に、子どもの学習状況に対する保護者の意識が低い場合があること、学習をできる環境が家がないなどの家庭環境があることがうかがえました。

⑧ 子どもの学力・学校生活

- ひとり親世帯（2世代同居）と困窮層の子どもが、学校の授業が楽しみではないと回答した割合、学校に遅刻する割合、学校に行きたくないと思った割合は、全体と比較して高い傾向にあります。
- 学校の授業が「ほとんどわからない」「わからないことが多い」と回答した小学5年生の約4割は、小学校低学年から授業が分からなかったと回答しました。困窮層の中学2年生の約半数が学校の授業がわからないと回答しました。
- ヒアリング調査では、学齢期の子どもで、体調不良を訴えたり、教室に入れないなどの登校をしぶる子どもが増加しているとの指摘がありました。また、登校できない子どもの中には、幼いきょうだいの世話、精神疾患や疾病を持つ親の看病、外国籍の親の付き添いなど、家族の事情が背景にある事例が把握されました。

⑨ 子どもの進路・将来展望

- 困窮層の中学2年生が「大卒又はそれ以上」の進路を希望する割合は約2割で、全体と比較して低い傾向にあります。
- 困窮層の中学2年生の6割、子どもの養育の要因層とひとり親世帯（2世代同居）の中学2年生の約半分が、将来（進路）のことが不安と回答しました。
- 困窮層の中学2年生の保護者の8割前後が子どもの教育費が悩みで、子どもの進学や受験が心配と回答しました。
- ヒアリング調査では、中学卒業や高校中退の学歴を持つ保護者の中には、不登校、若年出産、外国籍であるなどの背景があることが把握されました。
- 働いて自立するというロールモデルが身近に少ない環境におかれている子どもが存在します。子どもが成長した先の見通しを持てるロールモデルのような存在とつながりをつくることは、世代間の負の連鎖を断ち切るという視点からも重要であると考えられます。

⑩ 子どもの自己肯定感

- ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の子どもは、「自分のことが好きだ」と思わない割合が全体と比較して高い傾向にあります。また、ひとり親世帯（2世代同居）の子どもが、自分は価値のある人間だとは思わないと回答した割合は、全体と比較して高い傾向にあります。これら、自分のことが好き、自分には価値があると感じる「自己肯定感」が相対的に低い傾向がみられました。
- ヒアリング調査では、子どもに寄り添う、受け止める、共感する、認めるというような関わりを繰り返す中で、子どもの変化が見られたという事例が複数把握されました。

⑪ 社会的孤立・支援につながらない

(ア) 保護者の状況

- 子どもの養育の要因層、ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の保護者は、全体と比較して、支え手伝ってくれる人がいない割合が高い傾向にあります。
- ヒアリング調査では、保護者の身近に頼れる人が少なく、自分からは「SOS」を出さない、相談に行く余裕がない、対人関係が苦手、保護者が支援が必要だと思っていない等、保護者からの「援助希求行動」がないことがあり支援につながらないことが課題との指摘がありました。

(イ) 子どもの状況

- ひとり親世帯（2世代同居）、困窮層の中学2年生は、誰にも相談したくないと回答した割合が相対的に高い傾向にあります。また、悩みがあっても大人に上手く相談できない割合も高い傾向がみられました。
- ヒアリング調査では、個別事例の子どもの中には、集団行動が苦手な傾向、自分の感情を上手く表現できないなど、周囲との人間関係がうまく築けないという課題がみられました。
- 子どもが自ら周囲に対して SOS を出してもよいと思える場や、信頼できる大人とのつながりが、子どもの身近にあることが重要との指摘がありました。
- 子どもや子育て家庭が課題を抱えていることが外側から見えにくく、個人情報壁があり、早期発見が困難で必要な支援につながらないとの指摘がありました。

⑫ 困難の世代間連鎖

- 保護者自身の子どもの頃の困難経験のうち、経済的困窮、暴力（行き過ぎた体罰）、ネグレクト、離婚経験について、世代を超えて連鎖する傾向がみられました。

- ヒアリング調査では、子どもに食事や清潔など適切な養育をしていない「ネグレクト（育児放棄）」がある例は支援が長引くことが多いという指摘がありました。
- 実父母からネグレクト等の虐待を受けて育った事例で、保護者自身が「どのように子育てをしたらよいか分からない」など、適切な子どもの養育をすることが難しい場合があることが把握されました。

(2) 調査結果から把握した課題のまとめ

- 困難を抱える子どもの背景には、子どもだけでなく保護者を含め、疾病や障がい、経済的困窮、不適切な生活習慣や学習環境、多様な経験の不足、低い自己肯定感、社会的孤立等、様々な側面で課題を抱えている傾向がみられました。
- 子ども・若者は、それぞれの発達段階に応じて、親子の愛着関係など基本的信頼感の形成、基本的な生活習慣や学習習慣の形成、基礎学力の獲得、自己肯定感の育成など、周囲の力を借りながら、社会的自立に向けて成長していくことが望めます。調査結果からは、困難を抱える子どもは、こうした発達課題を獲得しにくい成育環境に置かれていることが推察されました。子どもの発達段階の出来るだけ早期に重点を置いた、切れ目のない支援が求められます。
- 子ども・若者や子育て家庭が抱える課題を、複合化・深刻化させないために、予防的なかわりや、課題に対する早期の対応が求められます。子ども・若者、子育て家庭が、複数の重層的な課題を抱えている場合には、分野横断的な「世帯丸ごと」の対応が必要です。また、孤立して支援につながらず困難を抱えている子ども・子育て家庭へのアウトリーチの取組や、支援につながることをより容易にする取組を検討することが必要です。
- 複雑に絡み合う課題を抱える子どもや保護者を支援し、困難の世代間連鎖を断ち切るために、関係機関の連携・協働体制のより一層の強化が求められています。
- 子どもの頃に厳しい環境に育った保護者の困難状況が、子どもに連鎖する傾向にあることが推察されました。子どもや子育て家庭が抱える困難を自己責任とする考えから、社会全体が受け止める課題と捉え、地域全体で取り組むことが重要です。子ども・若者、子育て家庭への「温かいまなざしとつながり」のあるまちづくりが求められています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の目指す基本的な方向性

(1) 計画の目指す基本的な方向性

だれひとり取り残さない あたたかい地域共生社会の実現に向けて

藤沢市子ども・子育て支援事業計画で目指す将来像の副題であり、同計画の基本目標6に掲げる「だれひとり取り残さない 地域共生の推進」を実現するために、施策を実施します。

「地域共生社会のまちづくり」とは、次のとおりです。

子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を、

すべての子どもに等しく保障するという

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神にのっとり、

子どもの今と未来が、その生まれ育つ環境によって左右されることがないように、

すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、

すべての子どもの教育の機会が等しく保証され、

誰一人取り残さず、

子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるまちを目指します。

(2) 計画推進のための基本的な視点

視点1 子ども・若者の権利を第一に尊重

すべての子どもは、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、生まれ育つ環境に関わらず、その生活や成長を権利として保障されることが求められています。

社会のあらゆる分野において、子ども・若者の年齢や発達に応じて、子ども・若者の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されなくてはなりません。そのため
の土壌として、子ども・若者が安心して声をあげることのできる環境づくりとともに、関
わる側が子ども・若者の気持ちに気付く力、子ども・若者自身が意見を発信する力を高め
ることも重要です。子どもや若者を対象とする施策の推進にあたっては、第一に子ども・
若者に視点を置いて実施されるよう配慮する必要があります。

視点2 予防的な関わり、早期の発見、早期の対応

子ども・若者、子育て家庭が抱える困難が深刻化する前に、出来るだけ早期に気づき、
具体的な支援につなげていくことは重要な取組です。母子保健、藤沢版ネウボラ、幼児期
の教育・保育、学校教育、放課後子ども総合プランなど、すべての子どもを対象とする施
策・事業は、生まれ育つ環境に左右されず、支援の届きにくい子どもや子育て家庭を含め
て接点を持つことから、本計画のプラットフォーム施策と位置付けます。

すべての子どもを対象とし、すべての子どもに届くこれらの施策は、本計画の基盤であ
り、質の充実を図ることが不可欠です。プラットフォーム施策では、子ども・若者や子育
て家庭の抱える課題や状況の変化に、接点を持つ関係者が早期に気づき、関係者と情報を
共有し、必要な人を必要な支援につなぐ役割が求められます。

あわせて、支援が必要な子ども等にいち早く気づき、支援につなぐことが出来るよう、
子ども・若者、子育て家庭に関わる様々な専門職の養成や確保、専門性を高めるための研
修の充実や、関係者間の連携を促進するための取組の充実が求められます。

視点3 子ども・若者、子育て家族に対する、切れ目のない包括的な支援

困難を抱える子どもや若者の背景には、その家族もまた重層的、複合的な困難を抱えて
いることがあります。子ども・若者や子育て家族が直面する状況や抱えている問題は様々
であるため、子どもや若者の生活状況や取り巻く環境に応じて、教育の支援、健康の支援、
生活の安定への支援、就労の支援、経済的支援など分野横断的に包括的な取組を推進する
ことが求められます。

あわせて、子ども・若者の成長・発達段階に応じて切れ目なく施策を実施するよう配慮
する必要があります。親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期、学校教育段階、卒業して社

会的自立に至るまでの継続的な視点で、支援が途切れることのないよう連携体制を構築していくことが重要です。

子ども・若者のライフステージに応じた切れ目ない支援、子育て家族を含めた分野横断的な包括的支援を実現するために、必要な情報の共有や、関係者間の共通理解の醸成、連携の促進が求められます。また、市の関係機関・団体だけでなく、国や県、民間の企業や団体、地域とネットワークを構築し、連携しながら対策を推進することが重要です。

視点4 支援が届かない、届きにくい子ども・若者、子育て家族への支援

困難を抱える子ども・若者、子育て家庭ほど、行政や支援者に相談するなどの SOS を発することがないまま社会的に孤立し、必要な支援を受けることなく問題が深刻化して、一層困難な状況におかれてしまうことが指摘されています。

子ども・若者、子育て家庭の抱えている困難な状況は、外見からは見分けがつかない場合もあり、関係者や地域の人々が日常的な接点の中の会話や様子の変化から気づき、必要な支援等につなぐことが大切です。

支援にたどり着かない世帯に、効果的に気付きアウトリーチする手法を検討するとともに、既存の事業や取組における情報提供や手続きの方法を、伝わりやすさ、利用しやすさ、相談しやすさの観点から改めて検討することが重要です。

視点5 困難の世代間連鎖を断ち切る、公正の観点からの支援

国の「子供の貧困対策に関する大綱」では、貧困をはじめとする困難の世代間連鎖を断ち切ることを目指しています。困難の世代間連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困をはじめとする困難を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どもや若者のことを第一に考えた適切な支援が、包括的かつ早期に講じられていく必要があります。

生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども、ひとり親家庭の子ども、虐待を受けた子ども、若年で親になった世帯の子ども、外国につながる世帯の子どもなど、支援の緊急度や必要性の高い子ども・若者に対して優先的に施策を講じるよう、公正の観点から配慮する必要があります。取組の実施にあたっては、子ども・若者や子育て家族に対する差別や偏見を助長することのないよう十分に留意することが求められます。

視点6 地域社会全体で「共育(ともいく)」の取組を推進

「子育ては家庭の自己責任」、「貧困は自己責任」という考え方も社会に未だ根強く存在しています。こうした状況が、社会の偏見や無関心を生む要因の一つとなっているという指摘もあります。

市では、誰一人取り残さない包摂的な地域共生社会の実現に向けて、子ども・若者の貧困をはじめとする困難状況は、社会全体で受け止めて取り組むべき社会的課題であることを明確に位置づけます。生まれ育つ環境に関わらず、子ども・若者を温かく見守り、支える環境を社会全体で構築することが重要です。子どもたちが置かれている実態に関する発信や啓発、本計画や関連する制度の普及、関係者の意見交換の場づくり等により、市の関係機関、民間の企業や団体、地域住民等が、それぞれの立場から主体的に参加できるように取組を推進します。

子ども・若者への支援は、未来を支える積極的な人材育成の側面を持ちます。一人ひとりの子ども・若者が夢や希望を持って豊かな人生を送っていけるよう伴走することは、これからのまちや地域の活力、地域産業の担う人材の育成にもつながります。また、子ども食堂や学習支援など、民間や地域に根差した取組が活発になることで、世代を超えた、新たな、温かい地域のつながりが生まれています。こうした動きも捉えながら、社会全体で取り組んでいく機運の醸成に努めます。

1. 計画の施策方針

(1) 計画の施策方針

「だれひとり取り残さない 地域共生の推進」を実現するために、6つの基本的な視点を踏まえて、計画の施策方針を次のとおり定めます。

施策方針1 気づく・聴きとる・つなぐ

施策方針2 心身の健康を育む

施策方針3 暮らしや子育てを下支えする



施策方針4

所属・居場所・つながりを確保する
(子どもを育む場を提供する)

施策方針5

基礎的な学び・経験を保障する

施策方針6

進学、就労、自立にむけた支援をする

施策方針7

地域全体で共に支える基盤をつくる



(2) 「誰一人取り残さない」SDGsの視点を踏まえた施策の展開

本計画の施策方針と、SDGsの17の目標の関係図を掲載予定



2. 計画の体系

体系図を掲載予定

